

＜参考＞

投資協定に係る主要ケース

投資協定に基づく仲裁判断は先例として拘束力のあるものではないが、後の仲裁判断に大きな影響を与えてきた。以下に、これまで投資協定のどのような点が争われてきたかについて、リーディングケースと言えるものについて紹介したい。一般的には、仲裁廷においては管轄権について抗弁が提起されることが多く、管轄権が認められれば、その後本案についての判断が出される。両判断は別々に出されることもあれば、一体として出されることもある。本案についての判断は、義務違

反と賠償額の判断が一体として出されることもある。仲裁廷の管轄権が肯定された後に、和解に至るケースが多いと言われていることに示されるように、管轄権判断は投資家と国家との交渉に大きく影響する。

なお、以下に要旨を紹介する個々の判断は、具体的な事実関係とそれに対応して参照された個々の投資協定の文言を前提に下されたものであるため、他の事例にそのまま妥当するとは限らないことに注意されたい。

***** 目次 *****

(1) 手続事項の判断	539
(a) 国家への行為帰属	539
(b) 人的管轄	539
(c-1) 事項管轄：投資財産の有無	539
(c-2) 事項管轄：契約違反を巡る紛争	544
(d-1) 時間管轄：BIT 発効前の当事者間の見解の相違や法的紛争に関するもの	545
(d-2) 時間管轄：エネルギー憲章条約の暫定適用	546
(e) 利益否認条項	547
(f) 租税例外	548
(2) 実体事項の判断	549
(a) 内国民待遇	549
(b-1) 最恵国待遇：仲裁手続に関するもの	551
(b-2) 最恵国待遇：実体的義務に関するもの	552
(c) 公正かつ衡平な待遇／最低限の待遇	553
(d) 収用	559
(e) アンブレラ条項	562
(f) 一般・安全保障例外	564

(1) 手続事項の判断

(a) 国家への行為帰属

- (i) *Kristian Almås and Geir Almås 対ポーランド、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、PCA 事件番号 2015-13、ノルウェー・ポーランド BIT、仲裁判断、2016 年 6 月 27 日。*

【判断の要旨】

私的主体の行為が国家に帰属すると認められるためには、国家が当該主体を全般的に支配し、かつ争点行為について具体的支配を加えていなければならない。

両申立人(ノルウェー国籍)はポーランド法人 Pol Farm 社を完全所有する。同社はポーランド農業用地局 (ANR) との間で土地の賃借契約を結んだ。しかし、ANR が契約を早期に終了させたことで、同社は清算に至った。申立人はこの ANR による契約終了がノルウェー・ポーランド BIT の違反にあたると主張し、UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁を申し立てた。

ANR は法令に基づき設立された農業・地方開発省の下部機関であり、国有地の管理・賃借・売却を管轄するが、ポーランドはその行為が自らに帰属しないとして仲裁廷の管轄権に異議を申し立てた。仲裁廷は初めに、ANR はポーランド法において国家机关とされておらず、独立した法人格を有していることから、国家責任条文第 4 条における「国家机关」ではないとした。次いで、同第 5 条の「国内法により統治権能の一部を行使する権限を付与された者」に当たるかが判断された。仲裁廷は、ANR による契約終了の決定は、契約において終了事由と定められている賃借財物の乱用を Pol Farm 社がなしたこと等に基づくものであることから、契約上の権限の行使であり、統治権能の行使には当たらないとした。最後に、同第 8 条の「国家による指示に基づき、または国家による指揮・命令のもとで、個人または個人集団が行った行為」に当たるかが検討された。仲裁廷は、①国家が当該主体に対して全般的支配 (general control) を及ぼしていること、②争点行為について国家が具体的支配 (specific control) を加えたこと、の二点が充たされなければならないとの「実効的支配 (effective control)」基準を採用し、これを充たすと立証されていないと判断した。以上より ANR の行為はポーラ

ンドに帰属しないこととなり、仲裁廷の管轄権は否認された。

(b) 人的管轄

- (ii) *Tokios Tokelés 対ウクライナ、ICSID 事件番号 ARB/02/18、ウクライナ・リトアニア BIT、管轄権判断、2004 年 4 月 29 日。*

【判断の要旨】

本 BIT の「投資家」は、投資家本国で設立された企業で、投資受入国の国民により所有・支配されているものを含む。

リトアニア法に基づいて設立された Tokios Tokelés 社はウクライナに出版会社を持っていた。Tokios Tokelés 社は保有するウクライナの出版会社が野党政治家を好意的に書いた本を出版したため、ウクライナ当局から事業活動を妨害する税務調査を受けた。同社はこれがウクライナ・リトアニア BIT に違反するとして仲裁を申し立てた。ウクライナ政府は、Tokios Tokelés 社が 99%ウクライナ人により所有され、支配されていること等を理由として、本 BIT で保護される「投資家」の定義にあたらないと主張した。

仲裁廷は、会社の国籍は ICSID 条約第 25 条 (2) (b) の規定により決定されるものではなく、それぞれの BIT によって決定されると述べた。そして、本 BIT の投資家の定義は「リトアニア共和国で法令に適合して設立された団体」とのみ規定しているため、Tokios Tokelés 社もリトアニア投資家として認められると判断した。

(c-1) 事項管轄：投資財産の有無

- (i) *Fedax N. V. 対ベネズエラ、ICSID 事件番号 ARB/96/3、オランダ・ベネズエラ BIT、管轄権判断、1997 年 7 月 11 日。*

【判断の要旨】

債務証書は「金銭を受領する権利」として、ICSID 条約第 25 条及び本 BIT において保護される投資財産となりうる。

オランダ企業の Fedax 社は、所有するベネズエラ政府発行の約束手形の支払いを求めて仲裁を申し立てた。被申立国であるベネズエラは約束手形が ICSID 条約第 25 条の「投資」及びオランダ・ベネズ

エラ BIT が規定する「投資財産」に該当しないとして、仲裁廷の管轄権に異議を唱えた。

仲裁廷は、ICSID 条約の「投資」については、検討経緯、解説や解釈実行等を参照し、第 25 条の範囲は広く、貸付 (loans) は ICSID 条約の「投資」に該当すると述べた。その上で、本 BIT の規定する「投資財産」の定義について、「金銭を受領する権利を含むあらゆる種類の資産」が含まれると判断した。仲裁廷は、「金銭を受領する権利」は融資や信用取引を含み、約束手形については、定義上信用証書であるとして、約束手形が本 BIT の規定する「投資財産」に該当すると判断した。

【参考】

ICSID 条約第 25 条(1)は、「センターの管轄は、締約国（その行政区画又は機関でその締約国がセンターに対して指定するものを含む。）と他の締約国の国民との間で投資（investment）から直接生ずる法律上の紛争であって、両紛争当事者がセンターに付託することにつき書面により同意したものに及ぶ」と規定する。そして、「両当事者が同意を与えた後は、いずれの当事者も一方的にその同意を撤回することはできない」と定める。日本の結ぶ投資協定で「投資財産」と訳されている "investments" が、ICSID 条約では「投資」（investment）と訳されているが、当然その指示内容は同一である。

(ii) *Salini Construttori S.P.A. and Italstrade S.P.A. 対モロッコ、ICSID 事件番号 ARB/00/4、イタリア・モロッコ BIT、管轄権判断、2001 年 7 月 23 日。*

【判断の要旨】

- a) ICSID 条約に基づく仲裁廷が管轄権を持つためには、問題となる権利が BIT 上の「投資財産」であるとともに、ICSID 条約上の「投資」に該当しなければならない。
- b) ICSID 条約の「投資」に該当するかを判断するにあたっては、①拠出 (contribution)、②ある程度の契約の実施期間、③取引上のリスクの負担、④受入国の経済発展への貢献を考慮する。

イタリア企業の Salini 社は、モロッコ高速道路公団との道路建設契約の解除によって損害が発生したと主張して仲裁に付託した。モロッコ政府は、

申立人の高速道路建設契約はイタリア・モロッコ BIT の「投資財産」及び ICSID 条約上の「投資」に該当しないと主張し、仲裁廷の管轄権に異議を唱えた。

仲裁廷は上記 a) を述べた上で、まず当該契約は本 BIT 上の「投資財産」に該当すると判断した。ICSID 条約の「投資」に該当するかについては、コメンタリや ICSID 条約の前文を参照して上記 b) と述べ、次の点に言及してその該当性を肯定した。まず、拠出について、申立人がノウハウや必要な機器、能力のある人材を提供したこと等に言及し、肯定した。契約期間については最低期間として 2 ～ 5 年と考えられているとし、本契約は当初 32 か月で、延長後 36 か月であることから要件を満たしているとした。リスクについては、長年に及ぶ建設は事前に確実なコストの確定ができず、契約者にとって明らかなリスクであると述べて肯定した。最後に、経済発展については、公益性や建設にあたりノウハウの提供がされたこと等を挙げ、疑問の余地はないとして肯定した（*本事件は、本案の判断が出る前に和解された）。

(iii-1) *Malaysian Historical Salvors Sdc, BHD 対マレーシア、ICSID 事件番号 ARB/05/10、英・マレーシア BIT、管轄権判断、2007 年 5 月 17 日。*

【判断の要旨】

- a) ICSID 条約に基づく仲裁廷が管轄権をもつためには、問題となる権利が本 BIT 上の「投資財産」であるとともに、ICSID 条約上の「投資」に該当しなければならない。
- b) ICSID 条約の「投資」かどうかを判断するに際し、Salini 判断(前掲(ii))の挙げた 4 要素は重要な基準であるが、問題となる事実によってはその他の要素も考慮する。

イギリス企業の Malaysian Historical Salvors 社 (申立人) は、マレーシア政府と沈没船の発見及び引揚げ契約を締結した。当該契約では、同社が調査・引揚げコストを自己負担し、引揚げ及びその後のオークションが成功した場合にのみ、同社に報酬が支払われることとなっていた。同社はマレーシア政府による支払が契約上の金額に満たないとして、仲裁に付託した。マレーシア政府は、同社の契約が ICSID 条約の「投資」に該当しないと

して、仲裁廷の管轄に異議を唱えた。

仲裁廷は、ICSID 条約第 25 条「投資」の解釈に関する過去の仲裁判断例を参照し、上記 a) 及び b) を述べた。次に、仲裁廷の考える「投資」の特徴がどの程度満たされているかを検討し、以下を根拠として管轄権を否定した。まず、①利益・収益の規則性の要素については、本契約には存在しないが、この要素はそれほど決定的なものではない。②拠出については、同社が機器やノウハウや人材等の提供をしたと述べ、肯定した。③契約期間については、量的には満たしているが、後述する経済発展等の要素も考慮すれば性質的に満たしていない。④リスクについては、量的には負っているとも言えるが、同社は、通常の商業的リスクを超えるものとの立証をしていない。そして、ICSID の実行に照らせば、表面的に満たしているにすぎない。⑤受入国の経済発展への貢献については、重大な (significant) 貢献でなければならないとした上で、当該契約の利益は例えばインフラや金融のプロジェクトと異なって継続性がないこと等を指摘し、受入国の公益や経済への重大な貢献とは言えないとして否定した。

(iii-2) *Malaysian Historical Salvors Sdc, BHD 対マレーシア、ICSID 事件番号 ARB/05/10、英・マレーシア BIT、取消判断、2009 年 4 月 16 日。*

【判断の要旨】

ICSID 条約第 25 条の「投資」は、当該紛争が法律上の紛争であり、紛争当事者が締約国と他締約国の国民とでなければならないことしか意味しない。

前掲判断 (iii-1) がなされた後、Malaysian Historical Salvors 社は、仲裁廷は ICSID 条約第 25 条(1)の「投資」の定義を起草過程に反して過度に狭く解釈しており、かつ、列挙された 4 要件は ICSID 条約本文に由来する要件ではなく、用語の通常の意味とも矛盾する等と主張して、管轄権判断の取消を請求した。それに対しマレーシア政府は、同条の「投資」とは投資受入国の経済的発展のための投資を意味し、同社の経費はその目的をもつものではなく、仲裁廷の管轄権の対象外であると主張した。

特別委員会は、当事者間の契約は本 BIT 上の「投資財産」に該当するとした上で、本 BIT 第 7 条が紛

争の付託先を ICSID 仲裁に限定していることから、本 BIT 上の「投資財産」に関する紛争の付託が ICSID 条約の「投資」の定義により限定されると両締約国が解していたとは認めがたいと指摘した。

特別委員会は、ICSID 条約の起草過程等によると、「投資」を定義しない条文が意図的に採択されて、当事者間の同意が管轄権を判断する際の決定的基準として採用されており、同条約第 25 条(1)の規定する管轄権の外延 (outer limits) は、法的紛争であること、紛争当事者が締約国と他締約国の国民であること、及び「売買 (sale)」ではないことに止まるとした。以上から、特別委員会は、仲裁人は「投資」の定義についての検討を間違い、管轄権を行使しないという重大な誤りを生じさせたと判断した (なお、Shahabudeen 委員は、ICSID 条約の前文等の検討から、ICSID 条約上の「投資」は受入国の経済発展に貢献するものを指し、また、それは実質的または重大な貢献でなければならないとして取消に反対する旨の意見を付している)。

(iv) *Fraport AG Frankfurt Airport Services Worldwide 対フィリピン、ICSID 事件番号 ARB/03/25、独・フィリピン BIT、仲裁判断、2007 年 8 月 16 日。*

【判断の要旨】

本 BIT は保護の対象を国内法上合法なものに明確に限定しており、申立人が違法性を十分に認識した上で国内法に違反する投資を行った場合、当該投資は本 BIT 上の「投資財産」には該当しない。

ドイツの Fraport 社は、フィリピンの空港ターミナル建設の契約を政府と締結した PIATCO 社に投資した。当該契約は国内関係事業者等の反対運動を受けるとともに、フィリピン国内法違反が指摘された。フィリピン政府は当初契約の再交渉を試みたが、最終的には、当該契約に必要とされる資本要件を満たしていないことを理由に、契約は当初から無効と判断した。フィリピン政府はほぼ完成したターミナルを国有化し、補償支払いの意図を表明した。これらの手続が進行中、Fraport 社は独・フィリピン BIT に基づき仲裁に付託した。フィリピン政府は仲裁廷の管轄に異議を唱えた。

仲裁廷は、本 BIT の投資財産の定義をはじめとする 3 つの条文及び批准書を参照し、国内法適合性が本 BIT の保護対象となるための重要な条件であると

解釈した。また、この条件は投資時点における適合性を意味するとし、投資後の活動中の違反については、本案段階で審査されるべきであるとした。その上で、(当初フィリピン国内で問題となった違反ではなく) 仲裁手続中にその存在が明らかになった、Fraport 社が間接所有株式を所有するという秘密株主協定が、国営事業への外国人による経営支配を制限する国内法に違反するとした。また、同社が弁護士のアドバイスを受けて、違反を十分に認識した上で、違反を秘匿するために秘密協定の形でなしたことを指摘し、本 BIT の保護対象である「投資財産」にはあたらないとして管轄権を否定した。

(v) *Romak S.A. 対ウズベキスタン、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、PCA 事件番号 AA280、スイス・ウズベキスタン BIT、管轄権判断、2009 年 11 月 26 日。*

【判断の要旨】

- a) 本 BIT 上の「投資財産」は「固有の意味 (an inherent meaning)」を有し、投資家が ICSID 仲裁と UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続のどちらに付託しても、「投資財産」の範囲に変わりはない。
- b) 本 BIT 上の「投資財産」とは、「一定期間」にわたる一定の「リスク」を負っての「拠出 (contribution)」を意味する。

スイス企業 Romak 社はウズベキスタン政府と小麦の供給契約を締結した。同社は契約を履行したにもかかわらず代金の支払いを受けられなかったため、契約違反に基づき仲裁を申し立てて認容判断を得た。しかし仲裁判断の執行が難航したため、同社はスイス・ウズベキスタン BIT に基づいて仲裁を申し立てた。それに対しウズベキスタン政府は、当該供給契約やその違反に関する仲裁判断は本 BIT 上の「投資財産」には該当しないと主張して、仲裁廷の管轄権に対し異議を唱えた。

仲裁廷は、「投資財産」を定義した本 BIT 第 1 条 (2) に列挙される財産は例示列挙であるとし、ウィーン条約法条約に則った条文解釈によりその範囲を確定するとした。まず、本 BIT 第 9 条 (3) が UNCITRAL 仲裁手続規則に基づく手続に加え ICSID 仲裁への付託も規定しているところ、付託先に応じて「投資財産」の定義、ひいては本 BIT による保護の範囲が変わるという解釈は、不条理かつ不合理

であるし、同一の文言は同一の文脈において同一の意味を持つという解釈規則にも反すると述べた。続いて、締約国は BIT の文言上明白に規定することによりあらゆる資産や取引を「投資財産」に含めることができるが、本 BIT の文言上、そのような特段の意味を付与する締約国の意思は認められないと指摘した。そして、本 BIT 上の「投資財産」は「固有の意味」を有しており、投資家が ICSID 仲裁または UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続のどちらに付託するとしても、「一定期間」にわたる一定の「リスク」を負っての「拠出」を意味すると認定した。

本件について、仲裁廷はまず、契約違反に基づく仲裁判断は、その判断の前提たる当該契約が本 BIT 上の投資財産ではない以上、投資財産になりえないと判断した。続いて、「ウズベキスタン公法人との一連の契約と経済関係」に関し、Romak 社の小麦の輸送は投資促進目的でなされたものでもなければ、当該取引との関係で拠出があったとも言えず、しかも一回限りの取引 (in one-off transaction) にとどまると述べた。さらに本件仲裁廷は、本件において Romak 社が負っていたのは、取引の結果の予測不可能性といった投資リスクではなく、契約当事者が通常負う契約の不履行というリスクに止まると指摘した。以上から、本件仲裁廷は、申立人は本 BIT 第 1 条の「投資財産」を所有していなかったとして管轄権を否定した。

(vi) *ATA Construction, Industrial and Trading Company 対ヨルダン、ICSID 事件番号 ARB/08/2、トルコ・ヨルダン BIT、仲裁判断、2010 年 5 月 18 日。*

【判断の要旨】

投資財産とは単一の権利ではなく権利の集合であり、仲裁に訴える権利は個別の投資財産を構成する。

トルコ企業 ATA 社は、ヨルダンにて建造した堤防の崩壊から生じた紛争に関して、当社を勝訴とした契約に基づく仲裁判断のヨルダン国内裁判所による無効判決の合法性を争い、ICSID 仲裁を申し立てた。ヨルダン政府は、問題となる紛争はトルコ・ヨルダン BIT の発効前に生じており、その間 6 年間も仲裁及び司法手続によって法廷で争われているため、本仲裁廷 (ICSID) は時間的管轄権を有しないとして争った。

仲裁廷は、契約上の仲裁の最終判断の無効については、Lucchetti 事件判断を参照し、FIDIC 仲裁手続における紛争と同一のものであり、当仲裁廷には時間的管轄が認められないと判断した。しかし、仲裁上の権利については、「契約、建造それ自体、差し押さえ金、許認可及び関連する ICC 仲裁」を含む「全体的な活動」が ICSID 条約第 25 条上の「投資」であると解釈した Saipem 事件判断を援用し、国際商事仲裁判断も投資財産を構成するとし、仲裁上の権利は投資に関連する財政上の価値を有する正当な活動の権利であり、異なる投資財産を構成するとして、時間的管轄権を認めた。そして、ヨルダン国内裁判所による契約上の仲裁協定の終了による権利の無効は、公正衡平待遇を前文に定めた本 BIT の趣旨と文言に反すると判断し、以降のヨルダン国内裁判手続の終了を命じた。

(vii) *Mobil Corporation, Venezuela Holdings, B. V. 対ベネズエラ、ICSID 事件番号 ARB/07/27、オランダ・ベネズエラ BIT、管轄権判断、2010 年 6 月 10 日。*

【判断の要旨】

本 BIT 上、直接投資と間接投資に適用の区別はなく、一企業またはジョイントベンチャーにおける本 BIT 当事国の個人株主によって所有される株式またはその他の利益も本 BIT において保護される投資財産となりうる。

申立人らは、ベネズエラが石油開発計画を適切な補償なく国有化し、投資財産を損なったとして仲裁廷に付託した。ベネズエラは、同国の投資法上仲裁に対する同国の同意は明らかではなく、申立人らがベネズエラ領域内投資の直接の所有者でもなく実際に支配していた者でもないこと、及び本 BIT 上間接投資は保護されないことを主張して、仲裁廷の管轄権を争った。

仲裁廷は、オランダ・ベネズエラ BIT 上「投資財産」は「あらゆる種類の財産」と非常に広範に定められており、明確に直接投資と間接投資への参照はされていないことを指摘し、ベネズエラ領域内で投資を行う一企業またはジョイントベンチャーにおけるオランダ人株主によって所有される株式またはその他の利益も保護の対象となることを認定した。そして企業またはジョイントベンチャーの最終的な所有者と投資財産の間に中間企業を含

んではならないとする要件も定められておらず、間接投資を排除する文言とはなっていないと認定し、本 BIT 上間接投資は保護されないとするベネズエラの主張を却下した。

*時間管轄については、後掲(d-1)(ii)参照。

(viii) *Saba Fakes 対トルコ、ICSID 事件番号 ARB/07/20、オランダ・トルコ BIT、仲裁判断、2010 年 7 月 14 日。*

【判断の要旨】

投資財産の客観的定義は当事国の合意だけが参照されるのではなく、ICSID 条約の枠組内では認められるものであり、その要件は(i)拠出、(ii)ある程度の契約の実施期間、(iii)リスクの負担である。

申立人は、自身がその株式の 66.96%を所有していたと主張する Telsim 社の株式を、トルコ政府が押収し、第三者に資産売却することを強制したことは申立人の投資財産の収用となる行為であり、損害を被ったとして、仲裁に付託した。トルコは、申立人が Telsim 社の株主である証拠がないと主張し、同国内での詐欺事件に加担したとして財産を没収された Uzan 家を代理するダミー株主に過ぎないとして管轄権に対して抗弁を行った。

仲裁廷は上記のとおり述べ、Salini 事件判断でもうひとつの要件として採用された投資受入国の経済発展への貢献については、主に ICSID 条約前文に依拠しているが、そのみで要件と定められていると解釈することは度を越しており、結果として期待されるものに過ぎず独立した要件とはいえないと判断した。また資産の合法性や誠実義務は投資の定義としての追加的な要件としては認めなかった。本件においては、ICSID 条約第 25 条(1)の要件は満たしているとされた。しかし、申立人の株式取得の主張については、株式売却の経緯や価格を参照するとともに、申立人が株式にアクセスする手段を有していなかったこと等を指摘し、認めなかった。結論として、申立人が投資財産たる株式を保有していないとして、仲裁廷は管轄権を否定した。

(ix) *Metal-Tech Ltd. 対ウズベキスタン、ICSID 事件番号 ARB/10/3、イスラエル・ウズベキスタン BIT、管轄権判断、2013 年 10 月 4 日。*

【判断の要旨】

最恵国待遇条項の「投資財産」定義規定への適用は認められない。

ウズベキスタンの2社のモリブデン関連国有企業は、事業改善を企図し、閣議決定に従って申立人（イスラエル法人）との間で合弁会社 Uzmetal 社を設立した。数年後、ウズベキスタン検察は同社幹部による職権濫用について捜査を開始し、閣議は Uzmetal 社の資源購入権を無効化する決議を採択し、合弁会社の参加者であるウズベキスタン国有企業の訴えに基づきウズベキスタン国内裁判所は Uzmetal 社の破産を宣告した。申立人は、収用・公正衡平待遇・差別的措置禁止の各条項違反を主張して本 BIT に基づく仲裁を申し立てた。

ウズベキスタンは、本 BIT 第1条第1項が国内法令に従ってなされた (implemented) 資産のみを本 BIT にいう「投資財産」とすると定めていることを指摘し、本件投資はウズベキスタン法上禁止された賄賂行為によりなされたものであるから本 BIT の保護を受けないと主張した。申立人は、本 BIT の最恵国待遇条項を介して、国内法令に従ってなされた財産のみを「投資財産」とするという制約を課していない他協定の「投資財産」の定義を均てんさせることを主張した。仲裁廷は、最恵国待遇条項を含む投資協定による保護は、「投資財産」及び「投資家」の定義によって境界が定められた協定の適用範囲内で与えられるものであるとして、申立人の主張を却下した。その上で、申立人による贈賄行為を認め、管轄権を否定した。

(c-2) 事項管轄：契約違反を巡る紛争

(i) *SGS Société Générale de Surveillance S.A. 対パキスタン、ICSID 事件 番号 ARB/01/13、スイス・パキスタン BIT、管轄権判断、2003 年 8 月 6 日。*

【判断の要旨】

a) 契約上に契約に関する紛争解決を別の手続に限定する条項がある場合でも、本 BIT に基づく仲裁廷は、本 BIT の違反を本質的な根拠とする申立である限り、契約に関する紛争に管轄権を有する。

b) 本 BIT のアンブレラ条項は、単なる契約違反のみを根拠とする申立について条約上の義務違反とする効果はなく、仲裁廷は管轄権を有しない。

スイスの SGS 社は、パキスタン政府と船積み前検査サービスの提供に関する契約を締結した。一定期間のサービス提供後、パキスタン政府が契約を破棄したため、同社はスイス・パキスタン BIT に違反するとして仲裁を申し立てた。パキスタン政府は、SGS 社の申立は契約内容にかかわるものであり、契約に係る紛争は契約中の法廷選択条項により別の手続で解決することになっているとして、仲裁廷の管轄権に異議を唱えた。

仲裁廷は、本 BIT が定めるアンブレラ条項（締約国が他方の締約国の投資家と結んだ契約等の約束を守る義務があるとの規定）について、契約中に契約に関する紛争についての法廷選択条項があるにもかかわらず、単なる契約違反を条約違反とすることを意図した規定と考えることができるかどうかを検討し、その明確な証拠が見出されないとしてこれを否定した。結果、仲裁廷の管轄権がないと判断した。

(ii) *SGS Société Générale de Surveillance S.A. 対フィリピン、ICSID 事件 番号 ARB/02/6、スイス・フィリピン BIT、管轄権判断、2004 年 1 月 29 日。*

【判断の要旨】

本 BIT のアンブレラ条項に基づけば、仲裁廷は契約違反を巡る案件についても管轄権を行使する権限をもつが、当該契約上紛争処理機関として国内裁判所を選択している以上、受理可能性はない。

SGS フィリピン社は、フィリピン政府と輸入貨物検査サービスの提供についての契約を締結した。その後フィリピン政府は契約に基づく支払いを行わず、親会社であるスイスの SGS 社は金銭の未払いがフィリピン・スイス BIT の違反にあたるとして仲裁を申し立てた。フィリピン政府は、当該案件は純粋に契約上のものであり、契約に関して争いがあった場合は国内裁判所のみを利用するよう契約に規定されているため、当該案件は投資協定仲裁の管轄外であると主張した。

仲裁廷は、本 BIT の紛争解決手続条項に基づき、契約から生じる紛争についても仲裁廷の管轄権があると判断した。また、本 BIT のアンブレラ条項は、契約上の義務の実施に関する問題を投資協定上の保護の対象とすると理解した。その上で仲裁廷は、SGS 社が、まさに申立の根拠である契約に関する紛

争の処理について、国内裁判を選択するとフィリピン政府と契約上合意している以上、受理可能性を認めるべきでなく、したがって、仲裁廷は本案判断を行うべきではないと判断した。

* 申立人(投資家)が、本国と投資受入国とのBITが定める最恵国待遇条項を根拠として、第三国と受入国との間のBITが定める有利な待遇が均てんされることを主張する場合であって、それが仲裁廷の管轄に関係する場合は、事項管轄の問題としても議論される(例えば、後述②(b-1)(i)及び(ii)参照)。

(d-1) 時間管轄：BIT発効前の当事国間の見解の相違や法的紛争に関するもの

(i) *Chevron Corporation and Texaco Petroleum Corporation* 対エクアドル、*UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、PCA 事件番号 34887、米国・エクアドルBIT、中間判断 (Interim Award)、2008年12月11日。*

【判断の要旨】

a) 本BITの時間的適用範囲及び仲裁廷の時間管轄は、本BITの条文解釈により認定される当事国の意思により決定される。

b) 本BIT上「投資財産」は広い射程を有すること、が意図されており、投資が開始されてから完全に終了するまで、それに関わる清算や債権処理に関する訴訟の時期を含めて本BITの保護の対象となる。

米国企業Chevron社の完全子会社である米国企業Texaco Petroleum社は、エクアドル政府らと1973年に石油の採掘に関するコンセッション契約を、さらに1977年にそれを補完する契約を締結した。1973年の契約の期間延長交渉は決裂し、当該契約は1992年6月6日に終了した。本件申立人らは、エクアドル政府が契約上認められた量以上の石油を国内市場価格で取得したこと等が両契約に違反するなど主張して、1991年末から1993年末にかけてエクアドルの裁判所で同国政府に対し契約違反に基づく訴えを提起したが、一向に判決が出されなかった。そこで、2006年12月、本件申立人らは1997年5月11日に発効した米国・エクアドルBITに基づき、審理の著しい遅延と同国行政府による司法府への干渉が、本BIT及び国際慣習法上の裁判拒否を構成する等と主張して仲裁を申し立てた。

エクアドル政府は、当該申立が依拠する行為や事実は本BIT発効前に生じ又は消滅しており、本BITの時間管轄の対象外であるため仲裁の管轄は及ばない等と主張して、仲裁廷の管轄権に異議を唱えた。

仲裁廷は、本BITの文言の検討から、本BIT上の「投資財産」は投資に関する清算や債権処理に関わる訴訟を含む広い射程をもち、一度投資がなされると完全に清算されるまで本BITにより保護され続けると述べた。続けて、本件においてはエクアドル政府との契約に起因する訴訟が継続中である以上、「投資財産」は本BITの発効時点においても仲裁開始時点においても存在しており、問題となるのは本BITの遡及適用ではなく条文の解釈であると指摘した。仲裁廷は、本BITは「発効時に存在する投資財産」に適用されるところ、申立人の投資財産は本BITの発効時に既に存在していると認定した。

そして、国際慣習法上の請求に対する管轄権を認めた上で、本BITにより保護される「投資財産」にかかわる「投資に関する合意(an investment agreement)」もまたその保護の対象になるとして、本BIT発効以前のコンセッション契約に関して、本BIT発効後に開始された裁判拒否にかかわる紛争について仲裁廷の管轄権を認めた。

(ii) *Mobil Corporation, Venezuela Holdings, B.V., et al* 対ベネズエラ、*ICSID 事件番号 ARB/07/27、オランダ・ベネズエラBIT、管轄権判断、2010年6月10日。*

【判断の要旨】

企業再編の目的が権利侵害からの投資財産の保護であったとしても、再編後に生じた紛争に関しては権利の濫用には当たらないとして、仲裁廷の管轄権を認めた。

申立人らは、ベネズエラが石油開発計画を適切な補償なく国有化し、投資財産を損なったとして仲裁廷に付託した。ベネズエラは、同国の投資法上仲裁に対する同国の同意は明らかではなく、申立人らがベネズエラ領域内投資の直接の所有者でもなく実際に支配していた者でもないこと、及び本BIT上間接投資は保護されないことを主張して、仲裁廷の管轄権を争った。

ベネズエラは、申立人側が投資の開始後時期をお

いてオランダ法の下で企業再編を行ったことは ICSID 条約及び本 BIT 上の国際投資保護制度上の権利の濫用であると主張した。仲裁廷は、再編の主要な目的は ICSID 条約及び本 BIT を通じてベネズエラの措置から Mobil 社の投資財産を保護することにあつたと見て、その再編が合法的な企業計画であつたか、あるいは権利濫用であるかはその状況によるとした。まず本件では、Mobil 社または子会社には再編に当たってベネズエラ当局の承認を得る契約上の義務がなかったことを指摘し、また Mobil 社もこの事実を隠蔽しておらず、当時ベネズエラは一切の異議申立を行っていないことを指摘した。そして、再編後に運営していた計画への投資はオランダからベネズエラに持ち込まれたというよりは計画それ自体から生じた資金によって財源を確保していたことから、再編当時の計画がその後も変わらないままであつたという申立人側の主張と整合的であるとした。また、条約上も外国資本が源泉でなければならないという要件はないことを確認した。そして、再編の目的は、ベネズエラの現地会社を二国間協定を有するオランダで設立した親会社の傘下におくことでベネズエラ当局による権利侵害から投資財産を保護することであつたが、仲裁廷は再編以後の国有化措置に関する紛争に関しては、再編の目的は完全に合法であると判断した。他方、再編以前から存在する紛争に関しては、状況は異なり、それらの紛争のために本 BIT 上の管轄権を獲得する目的での再編は権利の濫用であり、管轄権は有しないと仲裁廷は判断した。

(d-2) 時間管轄：エネルギー憲章条約の暫定適用

(i) *Ioannis Kardassopoulos* 対ジョージア、ICSID 事件番号 ARB/05/18、エネルギー

憲章条約 (ECT) 及びギリシャ・ジョージア BIT、管轄権判断、2007 年 7 月 6 日。

【判断の要旨】

- a) ECT 第 45 条第 1 項の暫定的適用の対象は、条約全体である。
- b) ECT 第 45 条第 2 項(a)に基づいて暫定的適用をしない旨の宣言を行っていない場合でも、第 45 条第 1 項に基づき自国の憲法又は法令に違反する場合には、暫定的適用の義務を負わない。

ギリシャ国籍である申立人は、自らが株式を保有する会社がパイプラインに関するコンセッション契約をジョージアと締結したが、ジョージアが当該契約を収用したと主張して、ECT 及びギリシャ・ジョージア BIT に基づいて仲裁を付託した。ギリシャ及びジョージアは 1994 年 12 月 17 日に ECT に署名しており、ECT は 1998 年 4 月 16 日に発効した。問題となる出来事がその時期に起こっていたため、ECT 第 45 条に定める暫定的適用の解釈が問題となった。

仲裁廷は、「この条約」が暫定的に適用されるとする第 45 条第 1 項の文言とウィーン条約法条約第 31 条第 3 項(c)を検討し、第 45 条の暫定的適用は ECT 全体が発効した場合と同様に同条約を適用することであると解した。次に、第 45 条第 2 項(a)に定める宣言をしていなくても、「自国の憲法又は法令に抵触」する場合には暫定的適用の義務を負わないとした上で、抵触の立証責任はその国にあるとした。そして、仲裁廷は、ジョージアとギリシャの国内法をそれぞれ検討し、両国法ともに ECT との抵触はないとして、1994 年 12 月 17 日から 1998 年 4 月 16 日まで両国について ECT 全体が暫定的に適用されると結論した。

参 考 | エネルギー憲章条約の暫定的適用について

エネルギー憲章条約第 45 条第 1 項は、「署名国は、……この条約が自国について効力を生ずるまでの間、自国の憲法又は法令に抵触しない範囲でこの条約を暫定的に適用することに合意する (Each signatory agrees to apply this Treaty provisionally pending its entry into force for such signatory in accordance with Article 44,

to the extent that such provisional application is not inconsistent with its constitution, laws and regulations.)」と定める。また第 45 条第 2 項(a)は、「第 1 項の規定にかかわらず、署名国は、署名の際に、暫定的適用を受け入れることができる。第 1 項に定める義務は、この宣言を行った署名国に

については、適用しない……」と定める。現在、ベラルーシはエネルギー憲章条約に署名しているが批

准しておらず、かつ暫定的適用をしない旨の宣言もしていないため、暫定的適用中と解される。

(ii) *Yukos Universal Limited (Isle of Man) 対ロシア、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、PCA 事件番号 AA227、エネルギー憲章条約 (ECT)、管轄権判断、2009 年 11 月 30 日。*

【判断の要旨】

a) ECT の暫定適用条項 (第 45 条第 1 項) は、ECT の各条項と対応するロシア憲法・法令の条項ごとの抵触の有無の判断を求めるものではない。

b) 第 45 条第 2 項に基づく適用除外の受け入れ否認宣言の有無は、適用除外の可否に関連しない。

マン島法人である申立人はロシア法人 Yukos Oil Corporation OJSC 社の株主であり、他 2 社とともに、Yukos 社が破産に至るまでにロシア政府が採った経営者の刑事訴追や多額の追徴課税等の措置が ECT 違反であると主張して、2005 年 2 月 3 日に仲裁を申し立てた。(Yukos 社破産の経緯は、後掲② (d) (v) を参照のこと。)

ロシアは 1994 年 12 月 17 日に ECT に署名したものの、批准していないため、ECT に基づく仲裁廷の管轄権の存否が争われた。なお、ロシアは 2009 年 8 月 20 日に ECT への非加盟を通告している。ECT では未批准国に対する暫定適用について前掲 (i) で記した通り定めており、この暫定適用の可否が管轄権判断での主たる争点となった。

申立人は、ロシアは第 2 項に基づく宣言を行っていない以上、第 1 項に無条件に拘束されると主張した。一方、ロシアは、第 45 条第 1 項と第 2 項は独立していること、第 2 項の宣言は義務的ではないことを理由に、第 1 項に基づく適用除外の可否は第 2 項の宣言の有無に関連しないと主張した。この点について仲裁廷は、第 2 項の宣言が義務的ではないことを理由に、ロシアの主張を認めた。また、自国の憲法・法令との抵触状況の有無について事前に宣言・通告を行っていないことも、第 1 項の適用除外を求めうとした。

次いで、第 45 条第 1 項の解釈が争われた。ロシアは、ECT の各条項と対応するロシア憲法・法令の条項ごとに抵触の有無を検討して適用除外の可否を判断すべきと主張した。対して申立人は、条約の条項ごとではなく暫定適用条項の原則との抵触

を検討すべきと主張した。仲裁廷は、両者の解釈とも誤りが含まれているとした上で、“such provisional application” との文言は文脈による判断を命じたものであることから、第 1 項の趣旨は、特定の暫定適用の実行とロシア憲法・法令との抵触の有無の検討を意味するのであり、当該抵触が認められない以上、仲裁廷の管轄権は成立すると結論付けた。

なお、ロシア側は申立人の「投資家」としての地位及び「投資財産」の有無についても疑義を呈したが、仲裁廷は却下した。また、ECT 第 21 条「課税措置例外」の解釈については、紛争の中核事項であることを理由に本案で判断するとしている。

(e) 利益否認条項

Guaracachi America, Inc. and Rurelec PLC 対ボリビア、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、PCA 事件番号 2011-17、ボリビア・英国 BIT 及びボリビア・米国 BIT、仲裁判断、2014 年 1 月 31。

【判断の要旨】

紛争発生後であっても利益否認条項の援用は認められる。

ボリビアの電力部門の民営化に際し、発電部門を担う電力会社 EGSA 社の株式を落札した米国法人は、持ち株会社 GAI 社 (申立人、米国法人) を通して過半数の株式を保有していた。後に GAI 社は、英国法人 Rurelec 社 (申立人) の子会社である Birdsong 社 (英国法人) の完全子会社となった。ボリビア政府は、1995 年 7 月に EGSA 社に対して 2038 年を期限とする発電事業に関する免許を与えたが、規制枠組みの度重なる変更を経て、2010 年には EGSA 社の完全国有化を宣言し、補償の支払いも拒否した。そこで両申立人は、収用及び公正衡平待遇等の各条項違反を主張し、UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁を申し立てた。

GAI 社について、ボリビアが、第三国 (英国) の国民が所有していること、米国において実質的な事業活動を行っていないことを根拠に、米国・ボリビア BIT 第 12 条 (利益否認条項) に基づく利益否認の主張を行ったところ、仲裁廷はこの主張を

認め、管轄権不成立と判断した。

なお、利益否認条項に関して、エネルギー憲章条約 17 条については *Plama v. Bulgaria* (ICSID 事件番号 ARB/03/24、管轄権決定、2005 年 2 月 8 日) 及び *Veteran Petroleum v. Russia* (UNCITRAL、PCA 事件番号 AA228、管轄権判断、2009 年 11 月 30 日)、*Stati v. Kazakhstan* (SCC Arbitration V (116/2010)、仲裁判断、2013 年 12 月 19 日) は、同条項を適用するためには、投資受入国 (被申立国) が紛争発生前に投資家に対して同条を援用しておかなければならず、紛争発生後に援用が宣言された場合には同条項を援用することはできないと判断している。その一方で、中米ドミニカ自由貿易協定の利益否認条項については *Pac Rim Cayman v. El Salvador* (ICSID 事件番号 ARB/09/12、管轄権判断、2012 年 6 月 1 日) は、本件と同様に紛争発生後の利益否認条項の援用を認めている。

(f) 租税例外

- (i) *Occidental Exploration and Production Company* 対エクアドル、*UNCITRAL* 仲裁規則に基づく手続、*LCIA* 事件番号 *UN3467*、米国・エクアドル BIT、終局的仲裁判断、2004 年 7 月 1 日。

【判断の要旨】

仲裁廷は、本 BIT のもとで、投資契約の遵守及び履行に関する紛争であれば、租税事項 (matters of taxation) に係わる紛争に対しても管轄権を有する。

エクアドルで石油の採掘と生産を実施するために同国国営企業 *Petroecuador* 社とサービス提供契約を締結していた米国企業 *Occidental* 社は、当該契約に基づく石油の採掘に必要な物の購入や石油の輸出のために支払った付加価値税の還付を同国国税庁 (SRI) に申請し、定期的に認められてきた。しかし、エクアドル法の改正に伴い契約の形態を事業参加契約 (a participation contract) へと変更した後、SRI は石油企業に対する還付を中止し、支払った還付金の返還を求めることを決定した。*Occidental* 社は、当該措置は米国・エクアドル BIT の違反であるとして仲裁を申し立てた。エクアドル政府は、付加価値税とその還付は本 BIT 第 10 条の租税例外に該当し、本 BIT の適用は排除される等と主張して仲裁廷の管轄権に異議を唱えた。本 BIT

第 10 条第 2 項は、「租税事項」に適用される規定として、(a) 第 3 条の収用、(b) 第 4 条の資金の移転、及び (c) 第 6 条の投資契約 (an investment Agreement) 等の遵守及び履行のみを限定列举している。

仲裁廷はまず、当該租税例外は直接税にのみ適用されるとの申立人の主張は説得力を欠くとして却下した。そして、本件に資金の移転は無関係であり、収用は存在しないことから、本紛争が本 BIT 第 10 条第 2 項 (c) に規定される投資契約の遵守及び履行に関する紛争であるかが問題となると述べた。仲裁廷は、本件においては付加価値税の還付が事業参加契約の要素として含まれているか否かが争われており、当該紛争は投資契約の遵守と履行に関わるとして、管轄権を有すると判断した。

* 内国民待遇の判断については後掲② (a) (iii) 参照。

- (ii) *EnCana Corporation* 対エクアドル、*UNCITRAL* 仲裁規則に基づく手続、*LCIA* 事件番号 *UN 3481*、カナダ・エクアドル BIT、仲裁判断、2006 年 2 月 3 日。

【判断の要旨】

権限ある当局により関連法規を遵守してなされた付加価値税の還付に関する措置は、本 BIT 第 12 条第 1 項において例外としている「租税措置」 (taxation measures) に該当するため、本 BIT 上規定される例外に該当する場合を除き仲裁廷の管轄権は及ばない。

カナダ企業 *EnCana* 社は、エクアドルで石油の採掘と生産を実施するために、子会社たるエクアドル法人を通じて同国国営企業 *Petroecuador* 社と事業参加契約を結んだ。同国国税庁 (SRI) は輸出用石油の生産のため使用した物やサービスに対する付加価値税の返還を認めてきたが、その後、石油企業に対する還付の中止とこれまでの還付金の返還を求めることを決定した。*EnCana* 社はエクアドルの当該措置がカナダ・エクアドル BIT 違反であるとして仲裁を申し立てた。それに対しエクアドル政府は、付加価値税を還付される権利は本 BIT 第 12 条第 1 項の「租税措置」に該当するとして、仲裁廷の管轄権に異議を申し立てた。本 BIT 第 12 条は、第 1 項にて「本条に規定される場合を除き本条約は租税措置には適用されない」と規定した後、その例

外として、投資家による「締約国の租税措置が締約国中央政府と投資家との投資に関する契約に反するとの……申立」（第3項）については本条約が適用されうるとするとともに、収用に関する第8条は租税措置に対しても適用されうる（第4項）と規定する。仲裁廷は本案と併合して管轄権の問題について検討した。

仲裁廷はまず、当該「租税措置」は条約の文脈に従った通常の意味で解されるべきであると述べ、当該措置は(1)法律に従って課される措置であり、(2)「租税」には直接税のみならず付加価値税のような間接税も含まれ、(3)課税額や還付額の決定も「措置」に該当し、(4)租税措置であるか否かは経済的効果ではなく法の運用の問題であると認定した。続いて、申立人が主張するようにSRIによる付加価値税に関する規則の適用が一貫しないものであったとしても、当該措置は税務職員により関連法規を遵守してなされており、裁判所による審理にも服することから、「租税措置」に該当すると判断した。そして、本件は中央政府と締結した契約の違反に関する申立ではないため本BIT第12条第3項には該当せず、収用に関する第8条を除いて本BITの適用対象外になり管轄権をもたないとした。

(2) 実体事項の判断

(a) 内国民待遇

(i) *S.D. Myers, Inc. 対カナダ、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、NAFTA、部分的仲裁判断、2000年11月13日。*

【判断の要旨】

a) 国内投資家と外国投資家は、両者が同じ経済・事業分野に属する場合、「同様の状況下」にあると見なされる。

b) 措置導入にあたっての政府の「意図」よりも、当該措置が実際に投資事業へ及ぼす「影響」が、政府措置の内国民待遇違反を認定する際には重視される。

米国のS.D. Myers社は、カナダに子会社を設立し、同国で取得したPCB廃棄物を米国で処理する事業を企画していた。カナダには競合他社が存在したが、S.D. Myers社の米国工場は、PCB廃棄物の所在地から近いところに立地しており、他社に比較

してのコスト優位があった。同社は、米国環境庁から輸入許可を得ていたものの、カナダ政府のPCB輸出禁止措置によって事業継続が不可能となった。同社は、輸出禁止措置が、NAFTAの「締約国は、同様の状況下において、他の締約国の投資家へ自国の投資家よりも不利ではない待遇を与える」旨規定した内国民待遇に違反する等として仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、内国民待遇違反の主張を認めた。「同様の状況下」の解釈にあたり、米国とカナダの両国が加盟しているOECDのDeclaration on International Investment and Multinational Enterpriseを参照し、外国投資家が、国内投資家と同じ経済・事業分野で活動しているかどうかを検討すべきであるとした。さらに、内国民待遇の規律に反するかどうかにあたっては、「保護主義的な意図」は決定的ではなく、外国投資家に比して不均衡な便益を与えるか等「実体的な影響」が重視されるべきであると述べた。カナダ政府が正当化根拠として主張した国内PCB処理能力の維持という目的については、その正当性を認めたが、他の合法的手段があったとしてカナダの主張を退けた。

(ii) *Pope & Talbot, Inc. 対カナダ、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、NAFTA、本案判断、2001年4月10日。*

【判断の要旨】

a) 国内投資家と外国投資家は、両者が同じ経済・事業分野に属する場合、「同様の状況下」にあると見なされる。

b) 国内投資家と外国投資家の異なる取り扱い、合理的な政策判断に基づくものであり、国内投資家の優遇を意図するものでない場合には、両投資家は「同様の状況下」にないということになり、正当化されうる。

米国のPope & Talbot社は、カナダに子会社を設立して軟材の製造販売事業を営んでおり、なかでも米国への輸出が販売の大部分を占めていた。同社は、カナダ・米国の二国間協定に基づく輸出規制の適用を受けた。当該措置は、同社のカナダ子会社が所在する州を含む特定の州からの無税輸出許可に複雑な輸出割当を適用する一方で、その他の州からの輸出については何ら規制を行わなかった。同社は、これらの輸出規制が事実上不利な待

遇であるとして、内国民待遇違反を主張した。NAFTA は、締約国が一方の締約国の投資家に対して、「同様の状況下において」自国の投資家よりも不利ではない待遇を与えることを規定している。

仲裁廷は、当該外国投資家が国内投資家と「同様の状況下」にあったか否かの判断にあたっては、まず、当該外国投資家と同じ経済・事業分野で事業を行う国内投資家との比較が必要であるとした。その上で、外国投資家と国内投資家の異なる取り扱いがあっても、「外国投資家に対する国内投資家の優遇を意図するものではなく、合理的な政策判断に基づくものであることが示される場合」には正当化されうると述べた。結論として、米国による相殺関税の適用を防ぐために特定の地域にのみ輸出規制を課したことは合理的な政策判断であり、輸出規制の適用を受けない地域の国内投資家と同社は「同様の状況下」になく、内国民待遇違反にあたらないと判断した。

(iii) *Occidental Exploration and Production Company 対エクアドル、London Court of International Arbitration 事件番号 UN 3467、米国・エクアドル BIT、終局的仲裁判断、2004 年 7 月 1 日。*

【判断の要旨】

内国民待遇規定の目的に鑑みると、国内事業者と外国投資家が同じ事業分野に属しない場合でも、「同様の状況下」にあると判断しうる。

エクアドルの税法が定める付加価値税の還付に関し、他の製品の輸出事業者が還付を受けたにもかかわらず、米国 Occidental 社が還付を受けられなかったために、同社は、米国・エクアドル BIT の内国民待遇義務等に違反するとして仲裁を申し立てた。エクアドルは、国内の石油企業であるペトロ・エクアドル社も同様に還付を認められておらず、外国投資家に対する差別的な取り扱いではないと主張した。本 BIT は、「同様の状況下」にある他の締約国企業に対し、自国企業よりも不利でない待遇を与えるべきことを定めていた。

仲裁廷は、内国民待遇は、国内事業者と比較して外国投資家を保護することを目的とするものであり、「同様の状況下」にあるか否かの判断は、特定の事業活動が行われている事業分野のみを比較することだけではなされないと述べた。さらに、

競合品や代替品と解釈される GATT の「同種の製品」の概念とは異なり、「状況」はすべての輸出事業者が共有する「状況」と解釈しうると述べ、内国民待遇違反を認めた。

* 租税例外について前掲①(e) (i) 参照。

(iv) *United Parcel Service of America Inc. 対カナダ、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、ICSID 事件番号 No. UNCT/02/1、NAFTA、仲裁判断、2007 年 5 月 24 日。*

【判断の要旨】

- a) 外国投資家は、NAFTA 第 1102 条（内国民待遇）違反の主張にあたって、次の点について立証しなくてはならない。①設立、取得、拡張、経営等に関して、（政府が）待遇 (treatment) を与えたこと。②外国投資家又は投資財産は、国内投資家又は投資財産と「同様の状況下」にあること。③NAFTA 加盟国が外国投資家又は投資財産を自国の投資家又は投資財産よりも不利に扱ったこと。
- b) 「同様の状況下」の判断にあたっては、国家による待遇が付与されたすべての関連する環境を考慮しなければならない。

アメリカ企業の UPS 社は、カナダ政府による関税法の運用がカナダポスト社（国営会社、郵便事業を独占するが宅配事業は非独占分野）を優遇するものであり、NAFTA の内国民待遇義務に違反する等として仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、問題となった措置が「待遇」に当たると判断した。次に、UPS 社とカナダポストが「同様の状況下」にあるかどうかについて、待遇が付与されたすべての関連する環境を考慮すると述べた。問題は、カナダの税関が郵便物を処理する方法と、UPS 等の宅配便業者によって輸入された物を処理する方法の違いによるとして、この税関の措置に関しては、郵便 (postal traffic) と宅配便 (courier shipments) では「同様の状況下」にないと判断した。その根拠として仲裁廷は、郵便と宅配便の違いとして、①宅配便事業者は事前に発送の連絡をするため、税関はリスクアセスメント等のチェックを行えること、②宅配便事業者の自主チェックと郵便についての税関職員のチェックが相違すること、③安全な輸送ルートと取引ネットワークの管理により、宅配便輸送は安全度が高いこと等の要素を挙げた。結論として、UPS 社とカナダポスト社は

「同様の状況下」にはないとして、内国民待遇義務違反を認めなかった。

(v) *Archer Daniels Midland Company and Tate & Lyle Ingredients Americas, Inc. 対 メキシコ、ICSID 事件番号 ARB(AF)/04/5、NAFTA、仲裁判断、2007 年 11 月 21 日。*

【判断の要旨】

a) NAFTA 第 1102 条の目的は、国家の措置が国内投資家と外国投資家の競争関係を乱さないようにすることである。

b) 内国民待遇義務違反は、外国投資家が同様の環境下にある国内投資家よりも不利な取り扱いを不合理に受けたときに成立する。

アメリカ企業である申立人 2 社は、メキシコに合弁企業 ALMEX 社を設立し、高果糖コーンシロップ (HFCS) を生産していたところ、砂糖以外の甘味料 (HFCS 含む) を使うソフトドリンク及びシロップの取引を対象として、メキシコ政府が 20% の課税を行った。申立人らは、この課税が砂糖産業よりも HFCS 産業を不利に扱うものであり、内国民待遇義務に違反する等と主張して仲裁を付託した。

仲裁廷は、まず、HFCS 製造業者とメキシコの砂糖産業が「同様の状況下」にあるか否かを検討した。NAFTA の先例を参照して、同じセクターの一部でありソフトドリンク及び加工食品のマーケットに甘味料を供給する上で両者が競争関係にあることを根拠に、「同様の状況下」にあることを肯定した。次に、差別的な取り扱いについては、①HFCS 課税が国内産品よりも高かったこと、②メキシコの砂糖産業を保護する意図及び効果を有していたことを指摘して、メキシコの措置が差別的であるとした。結論として、内国民待遇義務違反を認めた。

(b-1) 最恵国待遇：仲裁手続に関するもの

(i) *Emilio August Maffezini 対スペイン、ICSID 事件番号 ARB/97/7、アルゼンチン・スペイン BIT、管轄に関する異議への仲裁判断、2000 年 1 月 25 日。*

【判断の要旨】

最恵国待遇条項が幅広い対象を定めていれば、明示の文言がなくとも、他の BIT の仲裁手続に関する有利な規定が均てんされうるが、公的政策約因

による制限を受ける。

アルゼンチン国民である Maffezini 氏は、スペインにおける投資が失敗に終わった後、事業の失敗は合弁企業のパートナーであったスペインの金融機関による行為に原因があったとして、アルゼンチン・スペイン BIT 違反を主張して仲裁を申し立てた。スペイン政府は、本 BIT は、このような紛争は仲裁に付託される前にスペインの国内裁判へ付託されることを必要としており、この手続要件を充たさないことを根拠に仲裁廷の管轄権に異議を唱えた。申立人は、スペイン・チリ BIT が国内裁判を経ることなく仲裁に案件を付託することを認めていることから、アルゼンチン・スペイン BIT の最恵国待遇の規定に基づき、申立人にも同様の権利が付与される旨主張した。

仲裁廷は、アルゼンチン・スペイン BIT の最恵国待遇規定が「この協定の範囲内のすべての事項」について適用されると定めていること、及び投資協定仲裁の投資保護に果たす役割等に留意し、紛争処理の規定についても最恵国待遇規定の適用があるとした。他方、最恵国待遇が均てんされるかどうかについては「公的政策約因」による制限があると述べたが、本件はそれにあたらないとした。

(ii) *Plama Consortium Limited 対ブルガリア、ICSID 事件番号 ARB/03/24、エネルギー憲章条約及びブルガリア・キプロス BIT、管轄権判断、2005 年 2 月 8 日。*

【判断の要旨】

最恵国待遇条項によって、他の BIT が定める仲裁手続の全体が適用されるかどうかを判断するにあたっては、最恵国待遇を定める本 BIT に当事国の明確な意思が見いだされることが必要である。

キプロス企業の Plama 社は、ブルガリアの子会社 Nova Plama 社に対するブルガリア政府の行為がブルガリア・キプロス BIT 及びエネルギー憲章条約に違反するとして仲裁を申し立てた。ブルガリア政府は、本 BIT を根拠にする場合は、当事国の別途の仲裁付託合意が必要であるとして、仲裁廷の管轄に意義を唱えた。Plama 社は、本 BIT の最恵国待遇条項を根拠に、ブルガリア・フィンランド BIT の仲裁手続 (ICSID 仲裁) が適用されると主張した。

仲裁廷は、最恵国待遇条項の文言、文脈、協定の目的いずれにも最恵国待遇の対象に仲裁手続が

含まれることについて決定的な根拠がないとした。さらに、本BITの改正交渉経緯を参照し、最恵国待遇条項を仲裁手続に適用する意思は当事国にはなく、当事国の仲裁付託合意があると解することはできないと結論した。

(iii) *Wintershall Aktiengesellschaft 対アルゼンチン、ICSID 事件番号 ARB/04/14、ドイツ・アルゼンチンBIT、仲裁判断、2008 年 12 月 8 日。*

【判断の要旨】

a) 本BITの紛争解決手続条項が定める仲裁付託前の要件（友好的解決の模索、国内裁判手続前置等）は、国家の仲裁合意の前提となる重要な要素である。

b) 最恵国待遇条項が明確に示さない限り、最恵国待遇条項は紛争解決手続に及ぶとは解されない。

ドイツ企業の Wintershall Aktiengesellschaft 社は、2001 年に始まる金融危機の際にアルゼンチン政府がとった措置により現地子会社の権利及び収益が侵害され、それらの行為がドイツ・アルゼンチン BIT に違反するとして仲裁に付託した。本BIT 第 10 条は、仲裁付託前の要件として、国内裁判所において 18 か月間実体的な判断が出されないこと、又は判断が出されても紛争が継続していることを挙げていた。現地子会社は、アルゼンチン国内裁判所への訴えを行っていなかったが、本BITの定める最恵国待遇により、18 か月間の国内裁判前置の要件がないアルゼンチン・米国BITの紛争解決手続きの条文が適用されると主張した。

仲裁廷は、最恵国待遇条項の適用を認めず、管轄権を否定した。その根拠として上記 a) 及び b) に加えて次の諸点を挙げた。c) 本BITの「投資に關係する活動」は、受入国における事業活動を指し、紛争解決に関する活動は含まない。d) ドイツ・アルゼンチンBITと米国・アルゼンチンBITの定める紛争解決手続きは、申立人が選択可能な仲裁機関が異なるなど、全く異なる仲裁手続である。

(b-2) 最恵国待遇：実体的義務に関するもの

(i) *Parkerings-Compagniet AS 対リトアニア、ICSID 事件番号 ARB/05/8、ノルウェー・*

リトアニアBIT、仲裁判断、2007 年 9 月 11 日。

【判断の要旨】

a) BIT 締結国の投資家と第三国の投資家が「同様の状況下」にあると言うためには、両投資家は同じ経済又は事業分野に属しなければならない。

b) BIT 締結国の投資家に対する不利な取り扱いは、国家の正当な目的が問題となる投資財産に対する異なる取り扱いを正当化するものである場合には、両投資家は「同様の状況下」にはないことになり、許容される。

ノルウェー企業の Parkerings 社は、リトアニアのヴィリニウス市政府（世界遺産指定の歴史地区を有する）との公共駐車場の建設・管理契約を締結した。当該契約がリトアニア法に違反することが後に明らかになり、新たに成立した法律上も、既存契約が別の観点からも適法でないこととなり、契約改訂交渉は難航した。その間に、提案された駐車場の建設が景観や環境上の理由から好ましくないとの見解が政府機関等から出された。ヴィリニウス市政府は、情報提供等の契約上の義務の不履行を理由に同社との契約を解除した。同社は、同様の契約を締結した他国の企業と比べて差別的であるとし、ノルウェー・リトアニアBITの最恵国待遇条項に違反する等として仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、最恵国待遇条項の「同様の状況下」の解釈については Pope & Talbot の判示を参照し、上記 a) 及び b) と述べた。その上で、申立人の提案したプランと他社のプランを比較し、駐車場の規模や文化的に重要な地域の近接性の観点から、「同様の状況」にないと判断し、最恵国待遇違反を認めなかった。

* 公正衡平待遇の判断について、後掲②(c)(iii)参照。

(ii) *MTD Equity Sdn. Bhd. And MTD Chile S.A. 対チリ、ICSID 事件番号 ARB/01/7、マレーシア・チリBIT、仲裁判断、2004 年 5 月 25 日。*

【判断の要旨】

最恵国待遇条項の対象から租税措置と地域協力が除外されていることは、公正衡平待遇を含む他の事項が対象になることを意味する。

マレーシア企業 MTD Equity Sdn. 社は、チリのサ

ンティアゴ近郊の一面の住宅地開発を企画した。同社はその地域のゾーニング変更がなされることを前提に、外国投資委員会による投資プロジェクトの承認を得て現地子会社への投資を実行した。しかし、投資後、都市開発庁が都市開発政策に反することを理由にゾーニング変更を認めなかったため、プロジェクトは停止に追い込まれた。MTD社は、投資後にゾーニング変更が認められなかったことは、マレーシア・チリBITの①公正衡平待遇義務違反であり、②違法収用に相当するとして仲裁を申し立てた。

申立人は、マレーシア・チリBITの最恵国待遇規定にもとづき、チリ・クロアチアBITの公正衡平待遇条項などの適用を主張した。仲裁廷は、a) マレーシア・チリBITの最恵国待遇規定において、租税措置と地域協力を対象外としているのは、公正衡平待遇などその他の事項は最恵国待遇条項の対象であることを意味すること、b) 公正衡平待遇の規定は、投資保護や良好な投資環境の創出という本BITの目的にかなうよう解釈されるべきであり、最恵国待遇に基づく均てんを認めることはこの目的に合致することの2点を指摘し、申立人の主張を認めた。

(c) 公正かつ衡平な待遇／最低限の待遇

(i) *CMS Gas Transmission Company 対アルゼンチン、ICSID 事件番号 ARB/01/8、米国・アルゼンチンBIT、仲裁判断、2005年5月12日。*

【判断の要旨】

安定した法的事業環境は、公正衡平待遇義務の重要な要素である。

アメリカ企業のCMS社はアルゼンチンの民営化されたガス会社TGN社の株式を取得した。アルゼンチン経済危機の際に、政府により、法令及びライセンス契約の定める料金制度が守られず、TGN社の収益構造を圧迫した。

仲裁廷は、緊急状態等の違法性阻却事由は存在しないとし（後掲②(f)(i-1)参照）、公正衡平待遇義務違反等を認定した。同義務違反の認定にあたり、仲裁廷は、米国・アルゼンチンBIT前文を参照して、安定した法的事業環境は、公正衡平待遇義務の重要な要素であると述べた。さらに、他の多

くのBITが定める同義務は、安定性や予測可能性と密接不可分であると述べた。その上で、料金制度を覆したことは、投資判断において極めて重要な保証を守らなかったことであり、同義務に違反すると判断した。

*アルゼンチン政府により取消請求がなされ、2007年9月25日に特別委員会による取消判断が出されたが、上記部分は取り消されていない（後掲②(f)(i-2)参照）。

(ii) *Saluka Investments BV (The Netherlands) 対チェコ、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、オランダ・チェコBIT、部分的仲裁判断、2006年3月17日。*

【判断の要旨】

公正衡平待遇義務を遵守するためには、政府は、①一貫性があり、透明性が確保され、合理的で、無差別な行動をとるべきであり、②投資家の合理的期待を阻害してはならない。

オランダ企業であるSaluka社（日系企業子会社）はチェコのかつての国営銀行IPBの46%の株式を保有していた。IPB及び国営の3つの銀行は、金融市場において重要な地位を占めていたが、いずれも多額の不良債権問題を抱えていた。チェコ政府は、3つの国営銀行に公的資金投入などの財政支援を行う一方、同様の状況にあったIPBに対しては財政支援を行わず、Saluka社は政府との折衝の機会も実質的には与えられなかった。IPBの経営がさらに悪化したため、中央銀行が公的管理に踏み切り、IPBはその後別の国営銀行に譲渡された。

仲裁廷はオランダ・チェコBITの規定する公正衡平待遇義務の内容について、外国投資家の合理的期待を阻害しないことが要求されるとし、投資家は国家が明らかに矛盾した、不透明な、非合理的な又は差別的な態様で行動しないことを期待する権利があると述べた。その上で、仲裁廷は、合理的理由なくIPBを公的資金の対象から除外したことの差別性、及びチェコ政府の不誠実で不透明な折衝態度が、投資家の正当かつ合理的な期待に反することを指摘し、公正衡平待遇義務に違反すると判断した。

(iii) *Parkerings-Compagniet AS 対リトアニア、ICSID 事件番号 ARB/05/8、ノルウェー・*

リトアニア BIT、仲裁判断、2007 年 9 月 11 日。

【判断の要旨】

a) 公正衡平待遇義務違反は、契約時点の環境が変わらないという正当な期待が剥奪されるときに認められる。

b) 投資家が相当な注意を払い、かつ、正当な期待がその状況の下で合理的であった場合に限り、その投資家は、当該正当な期待を保護する権利を有する。

(事実関係は上記②(b-2)(i)参照) Parkerings 社は、ヴィリニユス市政府が、①契約交渉中に契約が定める課金方法がリトアニア法に反することを知らずに同社に明かさなかったこと、及び②法的環境が変化しないという同社の正当な期待を害したこと等が公正衡平待遇義務に違反すると主張した。

仲裁廷は、両点について公正衡平待遇義務違反を認めなかった。その理由として、①については、同社もリトアニア法との整合性について調査していたことに言及し、リトアニアに投資する外国投資家は、同国の政治レジームや経済が大きく変わっている中で、法的地盤が安定的でないことを認識していたはずであるとした。さらに、リトアニア法との整合性の判断は市政府のみが入手できる情報に基づくものではないことを指摘した。②について公正衡平待遇義務違反を認めない理由としては、同義務の理解として上記 a) 及び b) と述べ、法的環境が変化しないという期待は、リトアニアの明示又は黙示の約束によって作り出されたものではないと指摘した。また、1998 年という契約締結の時点は、旧ソビエト連邦の諸国が EU 加盟を行う移行期にあるという政治的状況であり、事業家は契約締結後も法律が変わるリスクを認識するであろうと述べた。さらに仲裁廷は、同社は法律の改正が同社の投資財産を損なうためになされたことを立証していないとした。

(iv) **Duke Energy Electroquil Partners and Electroquil S.A. 対エクアドル、ICSID 事件番号 ARB/04/19、米国・エクアドル BIT 及び個別仲裁合意、仲裁判断、2008 年 8 月 18 日。**

【判断の要旨】

a) 法的及び事業上の環境の安定性は、投資家の正当化される(justified)期待とリンクしており、そのような期待は、公正待遇義務の重要な要素である。

b) 投資家の期待が保護されるためには、投資家が投資を行う時点において、それが正当かつ合理的でなければならない。そのような期待は、国家が投資家に提示し、当該投資家が投資の時点で依拠したに違いない条件から生じる。

エクアドル初の民間発電会社である Electroquil 社は、1995 年から国有電力会社 INECCEL 社と電力購入契約(PPA)を締結し、電力の供給を行った。PPA は 1995 年及び 1996 年に締結されたが、i) 購入金額及び支払確保のための支払信託設立に関する取り決め、ii) Electroquil 社の供給保証を下回る場合における INECCEL 社の違約金賦課の権利等を規定していた。1998 年、米国の Duke Energy 社は Electroquil 社の支配株式を取得した。1999 年、INECEL 社は法律の規定に基づき解散し、エクアドル政府は、行政命令により同社の権利義務を承継した。申立人とエクアドル政府の間には未払い代金及び違約金賦課の合法性につき紛争があったため、Electroquil 社は、仲裁契約に基づき国内仲裁に付託した。途中、エクアドル司法長官が管轄権に異議を唱えたが、これは却下された。最終的には、エクアドル法に基づき仲裁条項は無効と判断された。申立人は、これらのエクアドル政府の行為が、本 BIT に違反する等と主張した。

仲裁廷は、①PPA の履行、②政府の支払保証が履行されなかったこと、③仲裁契約の文脈において公正衡平待遇義務違反を検討した。①の PPA に基づく支払遅延及び違約金の不規則な賦課については、契約当事者としての行為に過ぎず、公正衡平待遇義務違反を構成しないと述べた。さらに、Duke Energy 社が違約金を課されないと合理的に期待していたとの主張については、投資時点で違約金の賦課を認識していたはずである等として否定し、義務違反を認めなかった。②については、1996 年の PPA は政府による支払保証を規定していたため、Electroquil 社の期待は単なる契約上の期待ではないとした。また、Duke Energy 社は 97 年に投資の前提として政府より支払保証を受けていたため、Duke Energy 社の期待も合理的であると述べた。従って、両社に対して公正衡平待遇義務違反が認定

された。③の仲裁契約については、Duke Energy 社の投資から2年以上経過した後に締結されたものであり、公正衡平待遇義務の下で保護される期待ではないと述べた。

(v) *Glamis Gold, Ltd. 対米国、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、NAFTA、仲裁判断、2009年6月8日。*

【判断の要旨】

- a) NAFTA 第 1105 条における最低限の待遇義務は、国家が外国人に付与しなければならない国際慣習法上の最低基準を意味する。
- b) 1920 年代に確立して以降、原則として同基準の内容に変更はないが、その後の発展の帰結として、「不誠実 (bad faith)」は最低限の待遇義務の違反を構成しない。

カリフォルニアで金採掘事業を実施しているカナダ企業 Glamis 社が、環境及び文化への影響についての懸念から米国連邦政府や州機関によりとられた採掘跡地の埋戻命令を含む一連の措置は、NAFTA 第 1105 条により保障される国際法上の最低基準に反する等と主張し、仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、NAFTA 第 1105 条における最低限の待遇義務（公正衡平待遇義務を含む）が外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準であることについて当事者間に争いが無いことを確認した上で、1926 年の Neer 対メキシコ仲裁判断において確立した、合理的かつ公平な個人から見て明らかに国際基準を満たさない「不法行為、不誠実、故意による義務の不履行または不十分な政府の行為」という最低基準が、その後発展したかどうかを検討するとした。まず、検討する対象について、仲裁廷は、多くの BIT は国際慣習法以上の内容を規定しているため、国際慣習法上の最低基準に依拠したものと解される仲裁判断のみを検討の対象にすると述べた。次に、国際慣習法上の最低基準の範囲について、仲裁廷は、基準の文言の意味内容は時間の経過と共に変化してきたが、「不誠実」という要件を除き、Neer 判断の基準が今日においても妥当すると結論した。そして、最低限の待遇は内国民待遇などと異なり国家により相違しない絶対的基準であるため、その違反は客観的基準にもとづき判断されると述べ、「受け入れられた国際基準を下回る重大な裁判拒否や明らかに恣意的な行為」がある場

合や、「投資を招致するために」創出された「客観的な期待」がその後裏切られた場合に、NAFTA 第 1105 条の違反を構成しようとした。

本件に関し、仲裁廷は、申立人の事業計画を却下した内務省の判断や連邦政府の計画の審査手続、及びカリフォルニア州による立法や有事規制は、いずれもそれぞれ前述した恣意的な行為等に該当せず、また、投資家の正当な期待を損なうものでもないと判断した。そして、連邦政府及び州政府の措置を全体として捉えても、本件の事実状況において最低限の待遇義務への違反になるとは考えられないとした。仲裁廷は以上から NAFTA 第 1105 条に基づく Glamis 社の申立を棄却した。

(vi) *Suez, Sociedad General de Aguas de Barcelona S.A., and Vivendi Universal S.A. 対アルゼンチン、ICSID 事件番号 ARB/03/19; AWG Group 対アルゼンチン、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、フランス・アルゼンチン BIT/スペイン・アルゼンチン BIT/英国・アルゼンチン BIT、本案判断、2010年7月30日。*

【判断の要旨】

十分な保護及び保障の概念は公正衡平待遇の概念に内包され、かつその射程範囲はより狭く、その規定は物理的な損害から投資を保護する投資受入国の相当注意義務を定めたものであり、ビジネス環境の安定性や法的安全性の維持は含まれない。

申立人ら（フランス法人、スペイン法人、英国法人）はアルゼンチン政府と締結していたコンセッション契約から生じた紛争に関して、1998 年の金融危機以降のアルゼンチン政府の行為が投資財産の直接／間接収用に当たり、投資財産の十分な保護及び保障義務／公正衡平待遇義務に違反すると主張して仲裁に付託した。アルゼンチンは、国際法上の緊急避難の抗弁により BIT 違反が阻却され、またフランス・アルゼンチン／英国・アルゼンチン BIT 上の非常事態に関する規定により、本 BIT 上の他の義務が免除されると主張した。

十分な保護及び保障義務に関して仲裁廷は、伝統的には、投資受入国が相当の注意義務を履行しなかったことに起因して、第三者が投資家の物理的な財産に対して損害を及ぼしたときに当該基準が適用されるとした。そして仲裁廷は、他のいく

つかの仲裁廷が、その射程と内容を投資財産に対する物理的損害を超えて、政府による不正な行政的・法的行為にも拡大していることは指摘できるが、投資家は「第3条に定められる公正衡平待遇義務に従って(略)十分にかつ完全に保護され」なければならないとするフランス・アルゼンチンBITの文言上、十分な保護及び保障の概念は公正衡平待遇の概念に内包されるものであり、また公正衡平待遇義務よりもその射程範囲は狭いと述べた。そして、十分な保護及び保障義務の過度な拡大解釈は、投資保護の他の基準との不必要で妥当ではない重複を招くと指摘した。加えて、英国・アルゼンチン／スペイン・アルゼンチンBITにおいて「十分な」(“full” or “fully”)の文言がないことは、英国及びスペインの投資家及びその投資財産に関して、保護と保障の義務が物理的保護と法的救済に限定されているとの解釈を支持するものであるとした。従って仲裁廷は、当該規定は物理的な危険から投資財産を保護する相当注意義務を定めていると解釈し、ビジネス環境の安定性や法的安全性を維持する義務にまで拡大されることはないと判断し、CME 事件や Azurix 事件の判断には従わなかった。

(vii) AES Summit Generation Limited and AES-Tisza Erőmű Kft. 対ハンガリー、ICSID 事件番号 ARB/07/22、エネルギー憲章条約 (ECT)、仲裁判断、2010 年 9 月 23 日。

【判断の要旨】

将来にわたり新たな規制を導入しないという特別の約束がなければ、正当な規制目的にもとづき無差別におこなわれる措置は、公正衡平待遇違反を構成しない。

英国企業 AES Summit 社(申立人)は、1996 年にハンガリー国営企業と電力購入契約を締結し、2001 年には新契約に基づく追加投資を行った。しかし、電力会社が不当に高額な収益を上げているという政治的論争を受けて、2005 年にハンガリー政府が電力料金の値下げを勧告し、また翌年には議会が電力法を改正して電力料金統制を導入した。申立人は、当該措置が ECT に違反するとして、ICSID に仲裁を付託した。

申立人は、①安定した法的・商業的枠組みを提供する義務の違反、②合理的な期待に応える義務

の違反、電力料金統制の導入の際の恣意的・不透明・不適正な手続きが公正衡平待遇義務違反に当たる、③電力料金統制の導入は非合理的な措置であり、かつ一部企業のみを対象とした差別的措置であると主張した。

仲裁廷は、①について、ハンガリー政府は法令変更にかかる主権の制限を受け入れる特定の約束(specific commitment)を行っておらず、申立人は 2001 年の契約時に法改正が起こりうるとの認識を持っていたと認定した。②については、ハンガリーが措置導入前に申立人らに様々な調整措置を提供していたこと等を挙げ、手続上の不備は認められないとした。③については、競争・規制の欠如が申立人らに過剰な収益を許していた事態にハンガリー政府が対処したことは合理的かつ正当であること、全電力会社に共通の算定基準を適用したことから、差別的措置には当たらないとした。以上より、ECT 上の違反は否認された。

(viii) Chemtura Corporation 対カナダ、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、NAFTA、仲裁判断、2010 年 8 月 2 日。

【判断の要旨】

カナダ当局が講じた農薬の一種であるリンデンの登録抹消に係る措置は、差別的でなく、かつ健康リスク等を鑑みた内容であることから、NAFTA 第 1105 条(最低限の待遇)、第 1103 条(最恵国待遇)違反は認められない。

米国法人である Chemtura Corporation 社(申立人)は子会社等を通じて農薬の一種であるリンデンを生産し、カナダにおいて販売していた。リンデンは主にキャノーラ(菜種油の一種)の製造に使用されるが、米国ではリンデンの使用・頒布販売は認可されていなかった。1998 年 1 月の米国環境保護局(EPA)の決定等を受け、同年 12 月に申立人は 99 年末までに製品ラベルから「キャノーラ用」との表示を自主的に削除することに同意した。99 年 10 月に申立人はカナダ有害生物管理局(PMRA)との間で自主削除合意を締結し、同年 12 月にカナダにおけるキャノーラ用リンデン製品の生産を中止し、ラベル表示の削除を行った。その後、申立人は 2001 年 4 月にカナダでリンデン使用の禁止に係る司法審査手続きを開始すると共に、同年 5 月には PMRA に対し「キャノーラ用」のラベル表示の再開を

申請した。PMRA がこれを拒否したため、申立人はカナダ連邦裁判所に抗告した。PMRA は、リンデン製品の登録を自主的停止又は登録停止を介して段階的に抹消することを決定すると共に、申立人に対してリンデン製品の登録を抹消することを通知した。2003 年 10 月にカナダ政府は申立人の要請を踏まえて「リンデン審査委員会」を設置し、同委員会は再評価報告書 (REN) を作成したが、申立人は協議の不足等を理由に不服を申し立てた。申立人は、本件に係る以上の一連の措置が NAFTA 第 1105 条 (最低限の待遇) 及び第 1103 条 (最恵国待遇) への違反にあたるとして、仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、リンデンが 1970 年代以降、国際的に重大な懸念を惹起してきたこと、残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約において除去されるべき物質リストに含められた事実に対し、PMRA によるリンデン登録の抹消についてカナダ側に悪意又は不誠実な行為があったとは認められないと判断した。また、PMRA は申立人に対し、他のリンデン登録業者と同様に段階的廃止又は自主的廃止の選択肢を提示したが、申立人がこれを利用しなかったことを踏まえ、カナダ側の規制上の裁量権行使につき他のリンデン登録業者と申立人を同等に取り扱っていたと認めた。これにより仲裁廷は、カナダ政府による NAFTA 第 1105 条違反を否認した。

(ix) *Spyridon Roussalis 対ルーマニア、ICSID 事件番号 ARB/10/6、ギリシャ・アルゼンチン BIT、仲裁判断、2011 年 12 月 7 日。*

【判断の要旨】

- a) 違法な行為を行う投資家に対する政府当局の制裁は BIT 違反にならない。
- b) 本 BIT における紛争解決手続の対象は投資受入国による義務違反のみであり、被申立国が投資家に反訴を提起することはできない。

ギリシャ国民である申立人はルーマニア法人である Continent Marine Enterprise Import Export 社の取締役を務めている。ルーマニアには国有企業の民営化を管理するための機関として、国家資産再生庁 (The Authority for State Assets Recovery) が設置されていた。同社は、当該再生庁と株式売却契約を締結し、部分的には民営化されていたものの依然として国有企業であった Malimp

社を買収し、社名を Continent Marine Enterprise 社とした。

申立人は、旧 Malimp 社が Continent 社を引受先として株式の新規発行を行い、140 万米ドルの追加的投資の義務を履行するために増資を行ったと主張しているが、ルーマニアはこれを否定した。このほか、申立人はルーマニア当局が行った旧 Malimp 社の会計、申立人に対するルーマニア出国禁止、旧 Malimp 社に対する食品安全局の命令、旧 Malimp 社が支払ったコンサルタント料に関する税務上の問題に対してルーマニア当局が採った措置が、申立人の投資に対する間接収用または少なくとも実質的な阻害に該当し、ギリシャ・アルゼンチン BIT における公正衡平待遇義務及び投資財産に対する十分な保護及び保障を与える義務等に対する違反であると主張し、仲裁に付託した。これに対してルーマニアは、仲裁廷の管轄権を包括的に否定する旨を主張した。また、申立人に対し、株式売却契約に係る措置を Continent 社に講ずるよう命令を下すべきとし反訴を申し立てた。

仲裁廷は申立人のすべての請求を棄却した。その根拠として仲裁廷は、株式売却契約で定められていた Continent 社から旧 Malimp 社への追加的投資は詐欺的な仕組みで行われており、申立人自身もルーマニア警察から詐欺、脱税等の疑いで刑事手続にかけられたことを指摘し、違法な行為を行う投資家に対する制裁は投資協定違反にはならないと述べた。またルーマニアの反訴申立については、ギリシャ・アルゼンチン BIT においては、投資家に対して何らの義務も課しておらず、被申立国による反訴までもが本 BIT の紛争解決手続の対象に含まれるとは考えられないとして、管轄権を否認した。即ち、本 BIT の紛争解決手続が対象としているのは投資受入国の義務違反のみであると判断した。

(x) *Charanne and Construction Investments 対スペイン、SCC 事件番号 062/2012、エネルギー憲章条約 (ECT)、仲裁判断、2016 年 1 月 21 日。*

【判断の要旨】

国家は公益保護のために状況の変化に応じて規制を変更する権限を保持しており、公正衡平待遇義務は法的枠組みの不変性を約するものではない。

申立人 Charanne 社（オランダ法人）及び Construction Investment 社（ルクセンブルク法人）は、スペインの太陽光発電会社 T-Solar 社の少数株主である。スペイン政府は 1990 年代後半以降再生可能エネルギー発電の促進政策を実施し、2007 年には新たな固定価格買取制度を定めた Royal Decree（以下 RD と略）661/2007 を、2008 年には新規登録施設に対する買取価格の減額を定めた RD 1578/2008 を導入した。T-Solar 社の保有施設は両法令のいずれかの適用対象となっており、両申立人は 2009 年に同社への投資を行った。その後、再生可能エネルギー買取額の増大に伴い電力部門が赤字化したことを受け、政府は制度改編に着手した。2010 年 11 月には固定価格買取制度の適用期間の短縮を定めた RD 1565/2010 が、同年 12 月には同制度の適用に年間上限時間を設定した Royal Decree-Law（以下 RDL と略）14/2010 が導入された。両申立人は 2012 年 5 月に、RD 1565/2010 及び RDL 14/2010 が ECT の投資の促進・保護・待遇条項（公正衡平待遇義務を含む）への違反にあたると主張し、ストックホルム商業会議所仲裁協会に対して仲裁を申し立てた。

両申立人は、RD1565/2010 及び RDL14/2010 の導入により投資実行時の規制枠組みが変更されたことが、公正衡平待遇義務違反に当たると主張した。対して仲裁廷は、投資受入国は公益を保護するために状況の変化に対応して規制を変更する一定の権限を保持しており、公正衡平待遇義務は法的枠組みの不変性を約するものではなく、変更が公正で首尾一貫し、予測可能な態様で、また投資環境を考慮してなされることを約するものに過ぎないとの、既存判断で示されてきた解釈を確認した。そして、規制枠組みを変更しないとの「特定の約束（specific commitment）」を政府から受けていない両申立人は、規制枠組みが不変であるとの正当な期待を有し得ないと判断した。その上で、規制枠組みの変更が上記基準に合致するかを評価し、一定条件を充たす事業者に固定価格による優先的買取を保証するという制度の特質は変更後も維持されていること、変更内容は合理的であり、公益に適うものであることを根拠に、基準に合致すると結論した。以上より仲裁廷は公正衡平待遇義務違反を否認した。

※なお、スペイン政府は 2013 年に固定価格買取

制度の廃止を定めた RDL 9/2013 を導入しているが、本仲裁は同法令の導入以前に申し立てられているため、当該措置は本仲裁の対象になっていないことに留意する必要がある。

(xi) *Eiser Infrastructure Limited and Energia Solar Luxembourg S.à r.l. 対スペイン、ICSID 事件番号 ARB/13/36、エネルギー憲章条約(ECT)、仲裁判断、2017 年 5 月 4 日。*

【判断の要旨】ECT 上の公正衡平待遇義務は、従前の規制制度に依拠してなされた現存の投資財産の状況を考慮しない形で、当該制度に対する根本的な変更から投資家を保護することである。

ECT 第 10 条(1)の公正衡平待遇義務は、規制制度に依拠して投資を行った投資家からその投資財産の価値を奪い取るような形で現存の投資財産に適用されるために、当該規制制度が劇的に変更され得ないことを意味する。

ECT 第 10 条(1)は、彼ら（投資家ら）に対して、スペイン政府が、彼らの投資財産が依拠している制度を、それが当該投資財産の価値を破壊する形で、劇的かつ突然に変更しないことを期待する権利を与えている。

本件申立人の Eiser Infrastructure 社（英国法人）と Energia Solar Luxembourg 社（ルクセンブルク法人）は、安定的で予測可能な再生可能エネルギー買取(FIT)制度(RD 661/2007)に基づき、スペイン国内の太陽光発電事業に投資を開始した。2011 年、新政権は、FIT 制度から生じる負債を解消するため、エネルギー制度の構造的変革を要するとし、2012 年、発電者の生み出す全エネルギー総量に対して 7%の課税を実施し（法 15/2012）、さらに、2013 年電力法 34 条の改正によって、上記 FIT 制度を全廃し、新たにコストに依拠した特定報酬支払制度を導入した。申立人らは、これらの措置が ECT 第 10 条の公正衡平待遇義務違反等を構成するとして仲裁を提起した。

仲裁廷は、明示的規定のない限り、投資協定は、変化する状況や公共の必要性に合わせて規制制度を修正する国の権利を排除するものではないとしつつも、ECT 第 10 条(1)の公正衡平待遇義務は、規制制度に依拠して投資を行った投資家からその投資財産の価値を奪い取るような形で現存の投資財

産に適用されるために、当該規制制度が劇的に変更され得ないことを意味すると判示する。その上で、本件について、仲裁廷は、2013年以降のスペインの措置は、発電所ごとの個別の事情も考慮せずに、単一基準を設定するものであることなどから、「全く異なる前提に基づいた前例のない全く異なる規制アプローチ」であると判断し、申立人の現存する投資財産に当該新制度を適用させることは、当該投資財産からの全ての価値を剥奪するものであるから、不公正かつ不平衡であることを認定し、ECT第10条の公正衡平待遇義務違反を認定した。

(xii) *Novenergia II - Energy & Environment (SCA), SICAR 対 スペイン、SCC 事件番号 063/2015、エネルギー憲章条約 (ECT)、終局的仲裁判断、2018 年 2 月 15 日。*

【判断の要旨】

特定の保証 (specific assurances) でなくとも、国家の行為又は声明 (state conduct or statements) によって、正当な期待を生じさせることがある。

スペイン国内で再生可能エネルギー事業に投資している本件申立人 Novenergia (ルクセンブルク法人) は、2013 年以降の再生可能買取制度変更 (本改革については、②(c)(x) 及び (xi) を参照) がエネルギー憲章条約 (ECT) 10 条 1 項の公正衡平待遇の一部である「正当な期待」に違反するとして、ストックホルム商事会議所仲裁規則に基づく仲裁を提起した。

仲裁廷は、ECT 第 10 条 1 項の公正衡平待遇の一部として投資家の正当な期待を尊重する義務があることを前提とし、「受入国による特定の保証は投資家の期待を強化するが、そのような保証が常に不可欠であるとはいえない」との *Electrabel* 仲裁判断を踏襲して、規制枠組が安定的であるという期待が国家の行為又は声明によって生じ、強化されうると判示した。

仲裁廷は、本件申立人が投資した 2007 年 9 月 13 日当時の関連法令が大規模な投資を促すものであり、スペインによるコミットメントは明らかであり、加えて、エネルギー省傘下の研究所作成のパンフレットやスペインの投資行動計画の内容も、申立人の投資判断の基礎の一部であったと判示した。他方で、

被申立国の主張に関しては、投資前の事実は取り上げず、投資後の状況についても曖昧なものであつて根本的変更がありうることを警告するものはないとして退け、申立人が相当の注意を払っていても、現在の制度変更は予期できなかったと判示した。このことから仲裁廷は、申立人が 2007 年の特別制度に劇的又は根本的変更はないという正当な期待を有していたと結論する。

この判断の下、仲裁廷は、スペインの 2013 年以降の制度変更は、上記の正当な期待に反するとして、被申立国の ECT10 条 1 項の公正衡平待遇違反を認定した。

(xiii) *Eli Lilly and Company 対カナダ、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、ICSID 事件番号 UNCT/14/2、終局的仲裁判断、2017 年 3 月 16 日。*

【判断の要旨】

裁判所の決定による法の発展は当然であり、判例変更 (departures from precedence) は想定されるべきである。

申立人である製薬会社 Eli Lilly 社 (米国法人) 及びその関連会社は、自社製品についてカナダ国内の特許を取得していた。しかしながら、その後、カナダ国内裁判所において、当該特許取得に関して有用性要件が満たされていないという理由で当該特許権が否定された。申立人は、当該カナダ国内裁判所が旧来の有用性の基準を変更して、より高い基準を設定したことは「劇的な変更」であり、NAFTA1105 条に規定される「待遇に関する最低基準」に違反するとして、UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁を申し立てた。

まず、仲裁廷は、カナダ国内裁判所による有用性要件に関する変更が「劇的な」であるか否かが争点であることについて紛争当事者間が合意していることを確認し、この立証は困難であろうとしつつも、その立証責任は申立人にあるとする。その上で、裁判所による法の発展や判例変更は想定されているという前提の下で、申立人らは、特許に関するカナダ国内法において根本的又は劇的な変更があったこと、申立人らの正当な期待を侵害されたことを立証していないと判示し、申立人らの請求を退けた。

(d) 収用

(i) *Pope & Talbot Inc. 対カナダ、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、NAFTA、中間判断 (Interim Award)、2000 年 6 月 26 日。*

【判断の要旨】

「収用」と見なされるためには、財産の相当程度の剥奪がなければならない。

(事実関係について②(a)(ii)参照。)米国の Pope & Talbot 社は、米国・カナダ間の軟材協定に基づく輸出量の制限が収用に当たると主張した。

仲裁廷は、米国市場へのアクセスという無形の権利も NAFTA 上保護される「投資財産」であり、保護されるとした。しかし、輸出規制が収用に該当するかについては、申立人はカナダ子会社の支配を失っておらず、輸出量が減少して収益も減少しているとはいえ、ある程度の収益を上げつつ事業を継続していることから、「相当程度の剥奪 (substantial deprivation)」がないとし、収用には該当しないと判断した。

(ii) *Metalclad Corp. 対メキシコ、ICSID 事件番号 ARB(AF)/97/1、NAFTA、仲裁判断、2000 年 8 月 30 日。*

【判断の要旨】

「収用」(に相当する措置)には、合理的に期待される経済的利益のすべて又は相当な部分を奪う効果を有する措置も含まれる。

米国の Metalclad 社は、メキシコのある州における有害廃棄物の埋立事業の許可を取得した Coterin 社を買収した。Metalclad 社は、建設及び運営については連邦政府の許可のみが必要であり地方政府は許可を拒否できないと連邦政府職員から伝えられていた。しかし、建設後に地方政府が、同政府の許可を受けていないこと等を理由に施設の稼働停止を命じ、Metalclad 社は操業不能となった。同社は NAFTA 違反を主張して仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、これらの措置が「収用に相当する」と判断した。その際、NAFTA における「収用」について、明らかな財産の接収のみならず、財産の所有者から、財産の使用や合理的に期待される経済的利益のすべて又は相当な部分を奪う効果を有する、内密又は付随的な財産の使用に対する干渉を含むと判示した。

(iii) *Técnicas Medioambientales Tecmed, S.A. 対メキシコ、ICSID 事件番号 ARB(AF)/00/2、スペイン・メキシコ BIT、仲裁判断、2003 年 5 月 29 日。*

【判断の要旨】

政府の措置が「収用」にあたるかどうかの判断には、投資財産に与える影響が重要な要素である。同時に、政府の措置が、それにより守られる公益や投資財産の法的保護に均衡するものであるかどうかを検討するべきである。

スペインの Tecmed 社は、メキシコの州政府が実施した入札に勝利し、廃棄物処理事業を開始した。事業許可は 5 年間であったが、同社は長期間事業を営むことを前提としていた。しかし、規制の違反などを指摘されて許可更新を拒否された。同社はこれが収用に相当すると同時に公正衡平待遇義務違反であると主張し、仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、政府の声明や会議の議事録などを参照し、規制の違反は軽微なものと政府に認識されており、許可更新拒否の本当の理由が規制の違反ではなく、地域住民の反対にあったと認定した。収用にあたるかどうかの判断に際し、仲裁廷は、「行為が投資財産に与える影響が均衡性の判断において重要であることを念頭におきつつ、政府の行為や措置が、それにより守られるであろう公益や投資財産の法的保護に均衡するものかどうか」を検討することが必要であると述べた。具体的には、軽微な規制違反及び地域住民の反対に対応するために許可を更新しなかったことが均衡するかどうかを検討して、これを否定し、収用にあたる判断した。

(iv) *Rumeli Telekom and Telsim Mobil 対カザフスタン、ICSID 事件番号 ARB/05/16、トルコ・カザフスタン BIT、仲裁判断、2008 年 7 月 29 日。*

【判断の要旨】

財産の第三者への移転を認める裁判所の判断は、国家が裁判手続を引き起こせば (instigated)、国家の行為としての収用となりうる。

トルコ企業の Rumeli and Telsim 社は、現地企業と合同で株式会社 KaR-Tel 社を設立し、カザフスタンの運輸通信省から世界移動体電話規格 (GSM) のライセンスを取得した。その後、KaR-Tel 社はカザフ

スタン投資委員会と GSM 無線デジタル電話網の敷設等に関する契約を締結した。3 年後、投資委員会は、契約違反等を理由に KaR-Te1 社との契約を解除した。その後、申立人の現地パートナーの要求によって開催された臨時株主総会において、申立人欠席のまま、申立人所有の KaR-Te1 社株式の買取が決議された。続いて現地パートナーは、申立人に対して株式買取を求める訴えを国内裁判所に提起し、申立人はこれを争ったが、最高裁判所は株式の強制買取を認めた。申立人は、これらのカザフスタン政府の行為がトルコ・カザフスタン BIT の収用条項及び公正衡平待遇義務条項等に違反するとして、仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、裁判所の行為による収用について上記の通り述べた。本件事実については、投資委員会による契約解除と現地パートナーの要求による臨時株主総会の開催の関係を踏まえて、両者の間に共謀があったと認定した。結論として、申立人との契約を解除する投資委員会の判断は、不適切に現地パートナーに伝えられ、最終的には、株式の強制買取を認める最高裁判断に至ったと述べ、「忍び寄る収用」に該当すると判断した。

(v) **RosInvestCo UK Ltd. 対ロシア、SCC 事件番号 079/2005、英国・ロシア BIT、仲裁判断、2010 年 9 月 12 日。**

【判断の要旨】

追加課税や子会社の株式売却などの一連の措置の累積が「収用」に相当すると判断した。

英国企業 RosInvestCo 社（申立人）はロシアの石油会社 Yukos 社の株式を 2004 年 11 月・12 月に取得した。プーチン政権は、それ以前から、政権に批判的な姿勢を示していた Yukos 社経営者の逮捕等の敵対的措置を採っていたが、04 年 12 月から 07 年にかけて、多額の追徴課税や子会社株式の競売による国営企業への譲渡等の様々な措置を課した結果、Yukos 社は債務不履行に陥り、解体・国有化に至った。申立人は、一連の措置は恣意的な意図に基づくものであり違法な収用に相当するとして、賠償を求める仲裁手続を申し立てた。

ロシアは、申立人が最恵国待遇条項を介して援用を求めているデンマーク・ロシア BIT が紛争処理条項（ISDS）の対象から課税措置を除外していること等を理由に、管轄権の不在を主張した。しかし

仲裁廷は、本件が課税措置のみを対象としているのではなく、一連の措置の累積が収用に相当するか否かを問うことを目的としていること等により、管轄権を認めた。

また、仲裁廷は、Yukos 社の資産の支配を奪取する恣意的意図をもって、ロシアが個々の措置を講じたと指摘し、個々の措置は当該意図に従った累積的措置（cumulative combination of measures）の一要素として捉えるべきであるとした。その上で、一連の措置の累積が Yukos 社の全資産の奪取という影響を及ぼしたことから、「国有化・収用」に相当する措置であったとの裁定を下した。

(vi) **Hulley Enterprises Ltd. 対ロシア、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、PCA 事件番号 AA226、エネルギー憲章条約（ECT）、本案判断、2014 年 7 月 18 日。**

Yukos Universal Ltd. 対ロシア、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、PCA 事件番号 AA227、エネルギー憲章条約、本案判断、2014 年 7 月 18 日。

Veteran Petroleum Ltd. 対ロシア、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続、PCA 事件番号 AA228、エネルギー憲章条約、本案判断、2014 年 7 月 18 日。

※3 つの事案は同一の事実関係を扱い、仲裁廷構成は同一であり、判断もほぼ一字一句共通することから、併せて紹介する。

【判断の要旨】・・前掲(v)と同様。

ロシア法人 Yukos 社の支配株主である申立人ら（Hulley 社及び VPL 社はキプロス法人、YUL 社はマン島法人）は、Yukos 社が破産に至るまでにロシア政府が採った経営者の刑事訴追や多額の追徴課税等の措置が、ECT の収用条項等への違反であると主張し、UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、ロシアによる Yukos 社に対する納税状況調査・経営者の刑事訴追・追徴課税・中核部門の競売・破産手続等という一連の措置は、税の徴収というロシアが主張する目的とは均衡しない甚大な損害を Yukos 社に及ぼすものであったこと、上記一連の措置は恣意的な意図に基づいた不当なものであったこと等を根拠に、ロシアの収用条項違反を認定した（本件仲裁判断で命じられた賠償額は三社あわせて 500 億米ドルを超える金額であり、投資協定仲裁判断の過去最高の賠償金額として注目

を集めた)。

なお、ロシアは仲裁地ハーグにおいて本判断の取消を求める訴訟を開始し、2016 年 4 月にハーグ地方裁判所は取消を判決した。投資家側は控訴しており、現在係争中である。

(e) アンブレラ条項

(i) *Noble Ventures 対ルーマニア、ICSID 事件番号 ARB/01/11、米国・ルーマニア BIT、仲裁判断、2005 年 10 月 12 日。*

【判断の要旨】

アンブレラ条項の文言が明確であれば、国内法上の契約違反が国際法上の違反となることを認める。

米国企業の Noble Ventures 社は、ルーマニア政府と民営化契約を締結し、国営製鉄会社 CSR 社の株式を取得した。Noble Venture 社は、ルーマニア政府が政府系の債権者と交渉して CSR 社の債務整理を行うという契約上の義務に違反したとし、これが米国・ルーマニア BIT のアンブレラ条項に違反するとして仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、“Each Party shall observe any obligation it may have entered into with regard to investments” と定めるアンブレラ条項の文言の “shall observe”、“any obligation”、及び “with regard to investments” という文言に着目した。その上で、国際法上、国内法違反と国際法違反は全く別と考えられているが、本アンブレラ条項の文言は、国内法上の契約違反を国際法上の違反に同化させる最も一般的で直接的な形態であるとした。しかし、本件の契約違反自体が証明されない以上、本アンブレラ条項が国内法上の「あらゆる」契約違反と本 BIT の違反を「完全に」同化させるかどうかについては判断しなかった。

(i) *Sempra Energy International 対アルゼンチン、ICSID 事件番号 ARB/02/16、米国・アルゼンチン BIT、仲裁判断、2007 年 9 月 28 日。*

【判断の要旨】

通常の商業的な契約違反は本 BIT 違反とはならない。両者の区別は、単なる契約の相手方としての契約違反であるか、主権国家の権能又は力によ

て実行された行為を伴うかどうかによる。

米国企業の Sempra 社は、アルゼンチンにおけるガス事業の民営化を受け、ガス配送事業を開始した。Sempra 社は、投資判断にあたっては、同国の整備した法令に基づく、ドル建てで、かつ米国消費者物価指数の変化に対応する料金制度等が重要な要素であると主張し、これが金融危機を受けた様々な措置のために覆されたことが、アンブレラ条項違反にあたるとして仲裁に付託した。

仲裁廷は、通常の商業的な契約違反は条約の違反とはならないとの考えを示した。さらに、両者の区別について、単なる契約の相手方としての契約違反であるか、主権国家の権能又は力によって実行された行為を伴うかによるとした。その上で、アルゼンチン政府の行為について、政府に起因する法律上の変化の結果であり、政府だけが行うことのできる行為であると判断し、アンブレラ条項違反を認めた。

*アンブレラ条項の解釈は、事項管轄においても議論される。前掲①(c-2)(i)及び(ii)を参照のこと。

(ii) *AMTO 対ウクライナ、SCC 事件番号 080/2005、エネルギー憲章条約 (ECT)、仲裁判断、2008 年 3 月 26 日。*

【判断の要旨】

a) ECT のアンブレラ条項 (第 10 条第 1 項最終文) は、国家と投資家又は投資家の投資財産 (現地企業等) の契約等を対象とするが、契約の主体が国家とは別の法人格を有する団体の場合には適用されない。

b) ECT 第 22 条は、国営企業が第三部の義務を履行できるように「確保」する一般的な義務であり、国営企業のあらゆる債務の不履行の責任を国家に負わせるものではない。

ラトビア企業の AMTO 社は、ウクライナ企業 EYUM10 社の株式を取得した。EYUM10 社は国営 Energoatom 社の最大の債権者であり、裁判所で債務履行に関する判決を得たうえで強制執行を求めたが、Energoatom 社の破産手続のために執行は差し止められ、その後両者間で債権に関する合意が成立した。AMTO 社は、ウクライナ政府の行為が、ECT のアンブレラ条項等に違反するとして仲裁に付託した。

仲裁廷は、問題となる契約の当事者が、(i) 政府とは独立の法人格を有する Energoatom 社と (ii) AMTO 社とは別法人の EYUM10 社であることに着目した。(ii) については、ECT 第 10 条第 1 項が、「他の締約国の投資家又は他の締約国の投資家の投資財産との間のあらゆる (any) 義務を遵守する」と定めていることに着目し、当事者が EYUM10 社である契約は含むとしたが、(i) であることを理由にアンブレラ条項は適用されないと述べた。さらに、Energoatom 社は 100% 国家所有であることから、「締約国は、自国が維持し又は設立する国家企業が自国の地域における物品及びサービスの販売又は提供に関連する活動を第三部(*)に定める締約国の義務に適合する方法で行うことを確保する」と定める第 22 条について検討し、同条は国营法人がガバナンスやマネジメント等の一般的な観点から ECT 第三部の義務を遵守できるようにすることを求めており、国营法人によるあらゆる商業的な債務不履行の責任を国家に負わせるものではないと判示した。結論として、アンブレラ条項違反は認められなかった。

*ECT 第三部とは、投資保護の実体的義務等を定める部分である。

(iii) **Duke Energy Electroquil Partners and Electroquil S.A. 対エクアドル、ICSID 事件番号 ARB/04/19、米国・エクアドル BIT 及び個別仲裁合意、仲裁判断、2008 年 8 月 18 日。**

【判断の要旨】

個別仲裁合意において国内当事者が契約上の紛争に本 BIT が適用されることに合意している場合の事例である。本 BIT アンブレラ条項が適用対象を”any obligation”と広く規定している場合、契約違反をもってアンブレラ条項違反が成立する。

(事実関係については前掲②(c)(iv) 参照。) 本件においては、両紛争当事者の合意及び ICSID 条約第 25 条(2)(b)に基づき、エクアドル法人であって Duke Energy 社の子会社である Electroquil S.A. 社も米国法人として取り扱われることとなっており、仲裁廷は、Electroquil 社が国有電力会社 INECEL 社と締結した電力購入契約 (PPA) の (国内法上の) 違反を認めた。仲裁廷は、アンブレラ条項について、①対象が”any obligation”と広く規定され、

②個別仲裁合意において当事者が契約上の紛争に本 BIT が適用されることに合意し、③行政命令によってエクアドルが INECEL 社の権利義務を承継することが予定されていたこと等を指摘して、電力購入契約の違反はアンブレラ条項の違反となると判断した。しかし、Duke Energy 社との関係での義務違反は認定せず、賠償の支払いは Electroquil 社になされるべきことが判示された。

(iv) **Malicorp Ltd. 対エジプト、ICSID 事件番号 ARB/08/18、英国・エジプト BIT、仲裁判断、2011 年 2 月 7 日。**

【判断の要旨】

契約に排他的紛争処理条項があれば、本来は当該条項に従って契約違反の有無を判断するしかないが、政府側が同契約にもとづく紛争処理の有効性に疑義を呈する場合は、本 BIT 上の紛争処理手続を利用できる。

英国企業 Malicorp 社 (申立人) は、国際空港の建設に関するコンセッション契約をエジプト政府と締結したが、両者の間に各種の認識の齟齬が発生し、最終的に同契約の終了とプロジェクト中止が通告された。申立人は契約の仲裁条項に基づき、国際商事仲裁を申し立てた。カイロ行政裁判所はエジプト政府の訴えに基づき当該契約の仲裁条項を無効と判断し、カイロ仲裁廷に対して手続の停止を命じたが、同仲裁廷は、エジプト側指定の仲裁人が不参加であるにも拘わらず手続を進めて裁定を下した。しかし、申立人は判断を執行できなかったため、ICSID 仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、当該契約には排他的紛争処理条項が置かれており、本来は契約違反の有無の判断は当該条項に従った方法 (カイロ仲裁廷) によるほかない。しかしながら、本件では、エジプト側がカイロ仲裁廷の有効性に疑義を申し立てており、当該手続は確実性を欠くため、BIT 上の紛争処理手続が利用可能になると指摘し、管轄権の成立を認めた。仲裁廷は、契約の準拠法であるエジプト民法に基づいて契約の解除が適法であったか否かを検討した。そして、申立人の説明内容がエジプト側に本質的な錯誤 (essential mistake) を生じさせるものであったとして、契約の見直し・終了の根拠として十分であると認め、申立人の主張を退けた。

(f) 一般・安全保障例外

(i-1) CMS Gas Transmission Company 対アルゼンチン、ICSID 事件番号 ARB/01/8、米国・アルゼンチン BIT、仲裁判断、2005 年 5 月 12 日。

【判断の要旨】

a) 国際慣習法及び本 BIT 上、経済危機について緊急避難が認められるのは経済の「完全な崩壊」状況がある場合にとどまる。

b) 緊急避難の援用は自己判断に依るものではなく、仲裁廷は国際法上の要件の充足及び違法性阻却の可否について判断する。

アルゼンチン政府は、経済再建策の一環として公共事業の民営化に取り組むとともに、1991 年より 1 ペソ=1 ドルの固定相場制を導入した。政府は民営化したガス会社等に海外からの投資を誘致するために、投資家に対して、料金はドル建てで換算し料金請求時にペソに換算すること、料金は米国の生産者物価指数と連動し半年ごとに改定すること、ライセンスによる同意または法令や免許への違反なしに免許を改廃しないこと、補助金の中立性を確保すること、ガス料金の価格を凍結しないこと等を保証した。

米国企業 CMS 社は、1995 年、以上の条件のもとでアルゼンチンのガス会社 TGN 社の株式を取得した。ところが、1990 年代末より重大な経済危機に見舞われたアルゼンチン政府は、2000 年以降ガス料金の改定を凍結し、さらに 2002 年には緊急法を制定して固定相場制を廃止したため、ガス会社の料金収入は激減することとなった。CMS 社は、一連の措置は米国・アルゼンチン BIT の違反を構成するとして、アルゼンチン政府に対して仲裁を申し立てた。仲裁廷は当該政府の行為は公正衡平待遇義務への違反等を構成すると判断した後（前掲②(c)(i)参照）、アルゼンチンによる国際慣習法にもとづく緊急避難及び米国・アルゼンチン BIT 第 11 条にもとづく一般・安全保障例外の主張を検討した。本 BIT 第 11 条は、締約国による「公の秩序の維持、…または自国に不可欠の安全保障上の利益の保護のために必要な措置の適用を妨げない」と規定している。

仲裁廷はまず国際慣習法上の緊急避難に関し、国家責任条文第 25 条に具現化されているとして同条の要件に沿って検討した。同条は、当該行為が

「重大かつ差し迫った危険から根本的利益を守るために当該国にとって唯一の方法であり」（同条 (1) (a)）、かつ、「その義務の相手国または国際共同体全体の根本的利益を大きく損なうものではない」場合であって ((1) (b))、問題とされる国際義務がその援用可能性を排除せず ((2) (a))、しかも当該国が緊急避難状態の発生に寄与していない場合に ((2) (b))、行為の違法性を阻却する根拠として、緊急避難を援用することができると規定する。仲裁廷は、当該経済危機が「完全な経済の崩壊」ではなく、その効果は相対的なものであることから、「根本的利益」にかかわる「重大かつ差し迫った危険」に該当するとは言えないと指摘した。さらに、他の手段を利用できた以上「唯一の手段」ではないことに加え、国際共同体全体に対する利益侵害は存在せず、しかも当該経済危機の発生にはアルゼンチン政府の失政が大きく寄与していると認定した。

続いて、本 BIT 第 11 条に関し、条約上経済危機も「不可欠の安全保障上の利益」に含まれることは明らかであるが、当該条約は経済的困難等の状況においても投資を保護することを企図していることから、「完全な崩壊」状況がなければ緊急避難の抗弁は認められないとした。そして、本件はかかる事態に該当しないため、当該状況は賠償額の算定に際して斟酌されるに止まると判断した。当該条文が援用国の自己判断に依るか否かについては、義務違反を一方的に正当化する権利を創設する際には条約上明記されるべきところ、当該条文にその旨の規定はないことから、仲裁廷は国際法上の要件の充足及び違法性阻却の可否についても判断すると述べた。以上から仲裁廷はアルゼンチンによる緊急避難の主張を棄却した。

(i-2) CMS Gas Transmission Company 対アルゼンチン、ICSID 事件番号 ARB/01/8、米国・アルゼンチン BIT、取消判断、2007 年 9 月 25 日。

【判断の要旨】

a) 本 BIT 上の一般・安全保障例外規定と国際慣習法上の緊急避難とは、射程も要件も法的性質も異なることから両者を同視することはできない。

b) 一次規則たる本 BIT 上の一般・安全保障例外規定により違法が排除されない場合にのみ、国際慣

習法上の緊急避難に該当するかどうか検討すべきである。

アルゼンチン政府は2005年5月12日の本案判断に対し(前掲②(c)(i)参照)、仲裁廷による権限の踰越と判断理由の不足があるとして、ICSID 条約第52条(1)に基づき取消請求を提起した。

特別委員会はまず、本BIT第11条に基づく判断に原仲裁廷は何らの理由も付していないというアルゼンチン政府の主張に対し、原仲裁廷は同条と国際慣習法上の緊急避難とを同視し、国際慣習法上の緊急避難が認められなければ第11条による抗弁も却下されると解していたと指摘した上で、確かにこの点明記すべきではあったが、注意深く読めば原仲裁廷の理由づけから読み取りうるとして、当該主張を却下した。

次に、原仲裁廷が本BIT第11条の一般・安全保障例外と国際慣習法上の緊急避難とを同視し、国際慣習法上の緊急避難を本BIT第11条より先に検討したことは権限踰越にあたるとの主張について、特別委員会は、第11条は条約の適用条件であり、条約上の実体義務の適用を排除するのに対し、国際慣習法上の緊急避難は実体義務の違反がある場合の阻却事由であることに加え、両者は適用の射程及び要件について異なることを指摘し、この点について原仲裁廷は明らかな法の誤りを犯したと判断した。そして、委員会は、原仲裁廷は一次規則である本BIT第11条により本BITの違反が排除されるかどうか検討した上で、本BITと合致しない行為がある場合にのみ、国際慣習法上の緊急避難のもとで責任が阻却されるかどうかを検討する必要があったと指摘した。しかし、委員会は、上訴審ではなく、ICSID 条約第52条の下での限定的管轄権が認められているに過ぎないことに言及した上で、原仲裁廷が曖昧かつ誤ってではあるが、本BIT第11条を適用していることから、明らかな権限踰越は認められないと判断した。

(ii) **BG Group plc. 対アルゼンチン、UNCITRAL 仲裁規則に基づく手続(付託先はICSID)、英国・アルゼンチンBIT、仲裁判断、2007年12月24日。**

【判断の要旨】

a) 本BITに緊急避難に関する規定は含まれていない。

b) 本BITはBIT上の義務に対する国際慣習法上の緊急避難の援用を排除する。

c) 国際慣習法上の緊急避難が認められても損害賠償支払義務は免除されない。

d) 国際慣習法上の緊急避難は「非常に厳格な条件」に服する例外的な救済である。

アルゼンチンのガス会社 MetroGAS 社の間接株主たる英国企業 BG 社は、アルゼンチン政府が経済危機に際して導入した様々な措置が英国・アルゼンチン BIT の違反を構成するとして、2003年、仲裁を申し立てた。仲裁廷は、アルゼンチン政府の措置は当該BIT第2条第2項の公正衡平待遇及び不当な措置の禁止義務に違反すると判断した上で、アルゼンチン政府による本BIT第4条及び国際慣習法にもとづく緊急避難の主張を検討した。本BIT第4条は、「戦争その他の武力紛争、革命、国家的緊急事態(a state of national emergency)」等により損失を被った締約国の投資家に対し、締約国は投資受入国及び第三国の投資家と同等の損害賠償等を付与しなければならないと規定する。

仲裁廷はまず、本BIT第4条は一定の行為から生じた損失の補償に関する内国民待遇及び最恵国待遇を規定した条文であり、本BITに米国・アルゼンチンBIT第11条に相当する例外は含まれていないと判断した。

続いて国際慣習法上の緊急避難に関し、仲裁廷は、本BITは緊急避難の援用を排除していると推定され、通貨の流通が緊急状態を招く状況においても認められることを企図された投資家の権利を無効とする緊急避難を援用することはできないと指摘した。また、仮に緊急避難が認められたとしても、損害賠償支払義務は残ると述べた。そして、主権国家間の国際法上の義務にかかわる国家責任条文が私人に適用されうるかどうかは明らかではないと留保しつつ、アルゼンチン政府の主張に従い同条第25条に沿って検討し、緊急避難は「非常に厳格な条件に服する最も例外的な救済」であるところ、本件においてアルゼンチン政府が採用した措置は、「非常に厳格な条件」に合致するものとは評価できず、アルゼンチン政府は国際慣習法上の緊急避難を援用できないと判断した。

(iii) **Continental Casualty Company 対アルゼンチン、ICSID 事件番号 ARB/03/9、米国・**

アルゼンチン BIT、仲裁判断、2008 年 9 月 5 日。

【判断の要旨】

- a) 本 BIT 上の一般・安全保障例外と国際慣習法上の緊急避難とは、目的及び実際上の効果は同じであるが性質や適用条件を異にする。
- b) 本 BIT 上の一般・安全保障例外が認められる要件として、措置をとる段階において「完全な崩壊」や「壊滅的状况」が生じていることは要求されない。
- c) 本 BIT の適用を第三者が評価する場合には、国家に「相当の評価の余地」を認められる。
- d) 本 BIT 上の措置の必要性は GATT 第 20 条の要件に即して判断される。

アルゼンチンの保険会社は、同国の規則上、資産の一定割合を同国に投資することを義務づけられており、米国企業 Continental 社の所有する同国法人 CNA ART 社もペソ建てとドル建ての資産の両方に投資していた。Continental 社は、経済危機に対してとられた同国政府による一連の措置が米国・アルゼンチン BIT の違反を構成すると主張して、仲裁を申し立てた。それに対しアルゼンチン政府は、実体義務の違反がないことに加え、本 BIT 第 11 条及び国際慣習法上の緊急避難を主張した。

仲裁廷は、本 BIT 第 11 条の適用が認められれば一般国際法上の緊急避難についての詳細な検討は不要になるとして、まず同条の適用の可否を検討した。その前提として両者の相違に言及し、本 BIT 第 11 条は実体的義務を制限するセーフガード条項であるのに対し、国際慣習法上の緊急避難は違法性阻却事由であると指摘した。さらに、両者は規律対象を異にすることから適用条件が異なり、国際慣習法上の緊急避難は厳格な要件を満たした「例外的根拠」に基づく場合にのみ認められるのに対し、本 BIT 第 11 条は文言及び趣旨からそれと同じ要件には必ずしも服さないと述べた。ただし両者の目的及び実際上の効果は共通しており、仲裁廷は本 BIT 第 11 条の解釈に資する限りにおいて国際慣習法に言及するとした。

仲裁廷は、本 BIT 第 11 条の「公の秩序」及び「安全保障」という概念の射程は広く、同条は経済危機に対しても適用されると認定した。そして、本件状況において、アルゼンチンの「公の秩序の維持」及び「不可欠の安全保障上の利益の保護」が危うい状況にあったことは否定できないとした。仲裁廷

は、「不可欠の安全保障上の利益」を保護するための措置は、その適用前に国家の「完全な崩壊」や「壊滅的状况」が生じていたことを要求するものではないと述べた。また、同条は援用国の自己判断を許すものではないが、本 BIT は二国間の互恵的条約であることから、その適用を客観的に評価する際には措置を講ずる国家に「相当の評価の余地」を認めなければならないと指摘した。

続いて措置の必要性に関し、仲裁廷は、本 BIT 第 11 条は GATT 第 20 条に由来する規定であるため、GATT 第 20 条の必要性の概念及び要件に関わる GATT や WTO の判断を参照するのが適切であると述べた。そして、「必要な」措置であるかは、①それが保護する利益や価値の相対的な重要性、②目的実現への寄与、③国際通商への影響を含む諸要素を衡量して判断されるとした。また、合理的に利用可能で目的を達成しうる代替措置がある場合に、当該措置は「必要な」とは言えないとした。

仲裁廷は、以上の基準を適用し、遅きに失した財務省債券の再編を除く一連の措置は、経済危機への実質的ないし決定的な対応であり、本 BIT 第 11 条の「必要な」措置であると認定した。そして、早期の兌換性の廃止は代替手段たりえず、代替的措置を選択しえたとは思われないと述べ、本 BIT 第 11 条の適用除外要件は満たされていると判断した。また、国が自ら「不可欠の安全保障上の利益」を毀損している場合、それに対して取られた措置は「必要な」措置とは言えないが、一連の政策が健全と評価されてきたこと等から、自身の行為故にアルゼンチン政府による本 BIT 第 11 条の援用が妨げられることはないとした。

以上の通り、仲裁廷はアルゼンチン政府による本 BIT 第 11 条に基づく主張の多くを認め、財務省債券の再編に関する公正衡平待遇義務の違反のみを認定した。

(iv) *Sempra Energy International 対アルゼンチン、ICSID 事件番号 ARB/02/16、米国・アルゼンチン BIT、取消手続、2010 年 6 年 29 日。*

【判断の要旨】

- a) 本 BIT 第 11 条が適用される措置は国家責任に反せず、最初から違法ではない。国家責任条文第 25 条は違法性阻却の根拠となる条文であり、第 25 条

は第11条の文言解釈の参考とはならない。

b) 国家責任条文第25条の緊急避難による抗弁を否定した後に本BIT第11条によるそれ以上の法的検討を行わなかったことは、仲裁廷の明白な権限の踰越であり、取消事由に該当する。

原仲裁判断においては、申立人に対するアルゼンチンの措置が公正衡平待遇義務とアンブレラ条項に違反すると判断され、同国による緊急避難と第11条による抗弁も認められなかった。アルゼンチンは原仲裁の手續と判断に関して、アルゼンチン法における緊急措置、国際慣習法における緊急避難及び本BIT第11条上の例外に関する判断などについてICSID条約第52条を根拠に取消請求を行った。

特別委員会はまず、仲裁判断の取消の根拠として認められるICSID条約第52条に定められる仲裁判断の明白な法の瑕疵、明白な権限の踰越及び理由付けの懈怠があるかを確認した。そして委員会は、「この条約は公序の維持、国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する義務の履行又は本質的な安全保障上の利益の保護のために、いずれかの当事国の必要な措置の適用を妨げるものではない」と定めた米国・アルゼンチンBIT第11条に関して、アルゼンチンによる緊急避難時の自己判断性を否定した原仲裁判断が第11条が自己判断性を有するものなのかという問題と、同条の射程と適用といった前提問題を明確に区別していないことを認める。そして以下の理由から、原仲裁廷の第11条の適用可能性に関する理由付けを否定した。

第一に委員会は、本BITの文言の解釈のため適切な国際慣習法を参照することは認めるが、国際慣習法（この場合国家責任条文第25条）は緊急避難の決定的な定義ではないとする。第二に、本BIT第11条と国家責任条文第25条はすべての重要な点において異なり、第25条は第11条の文言解釈の参考とはならないとした。特に、第25条は違法性阻却の根拠となる条項であるが、他方で第11条は「当該条約は」、特定の措置を「妨げるものではない」と規定されていることから、第11条が適用される措置は、国家の国際義務に合致しないものではなく、最初から違法ではないと確認した。第三に、二国間条約で定義される緊急避難の援用が必ずしも（一般）国際法の規則によって正当化される必要はなく、

このような問題を規律する規則は存在しないとした。第四に、慣習法を含めた特定の国際法の規範が、それに合致しない規定に国家が合意することを国際法上違法とする場合があるとしても、本件はそれに該当しないと判断した。第五に、「司法統制は、慣習法上又は条約上の要件に満たされる、それゆえに、違法性が阻却するか」とする原仲裁判断の判示には問題があると指摘した。前者の問題は、違法性の有無であり、国家責任条文第25条は違法性阻却を扱っている。本BIT第11条は「本BITは自己判断性を有するか否か規定していないのは確かであるが、もしその措置が「必要」であると適切に判断される場合には、いかなる条約義務違反も存在しないことになる」と指摘した。

続いて委員会は、権限踰越に相当するとして仲裁判断を取り消しうる「法の適用の瑕疵(a failure to apply the law)」と、取消しがなされない「法の誤適用(a misapplication of the law)」のいずれかを判断する必要があるとする。委員会は、その上で、原仲裁廷が国家責任条文第25条において明らかにされた国際慣習法上の緊急避難による阻却の援用を否定し、同第25条が本BIT第11条に優位すると判示していることは、本BIT第11条ではなく第25条を一次規則として採用している点を指摘し、このことは適用される法の認定及び適用における根本的な誤りであると判示した。従って、委員会は、原仲裁判断が本BIT第11条に基づく審査を怠ったことが、ICSID条約上の権限踰越を構成すると判断した。さらに、委員会は、仲裁判断の理由付けから、原仲裁廷が本BIT第11条の認定又は適用を行わなかった権限踰越は「明らか」とであると判断した。以上より委員会は、裁量権を行使して、原仲裁判断は取り消されるべきであると結論付けた。